

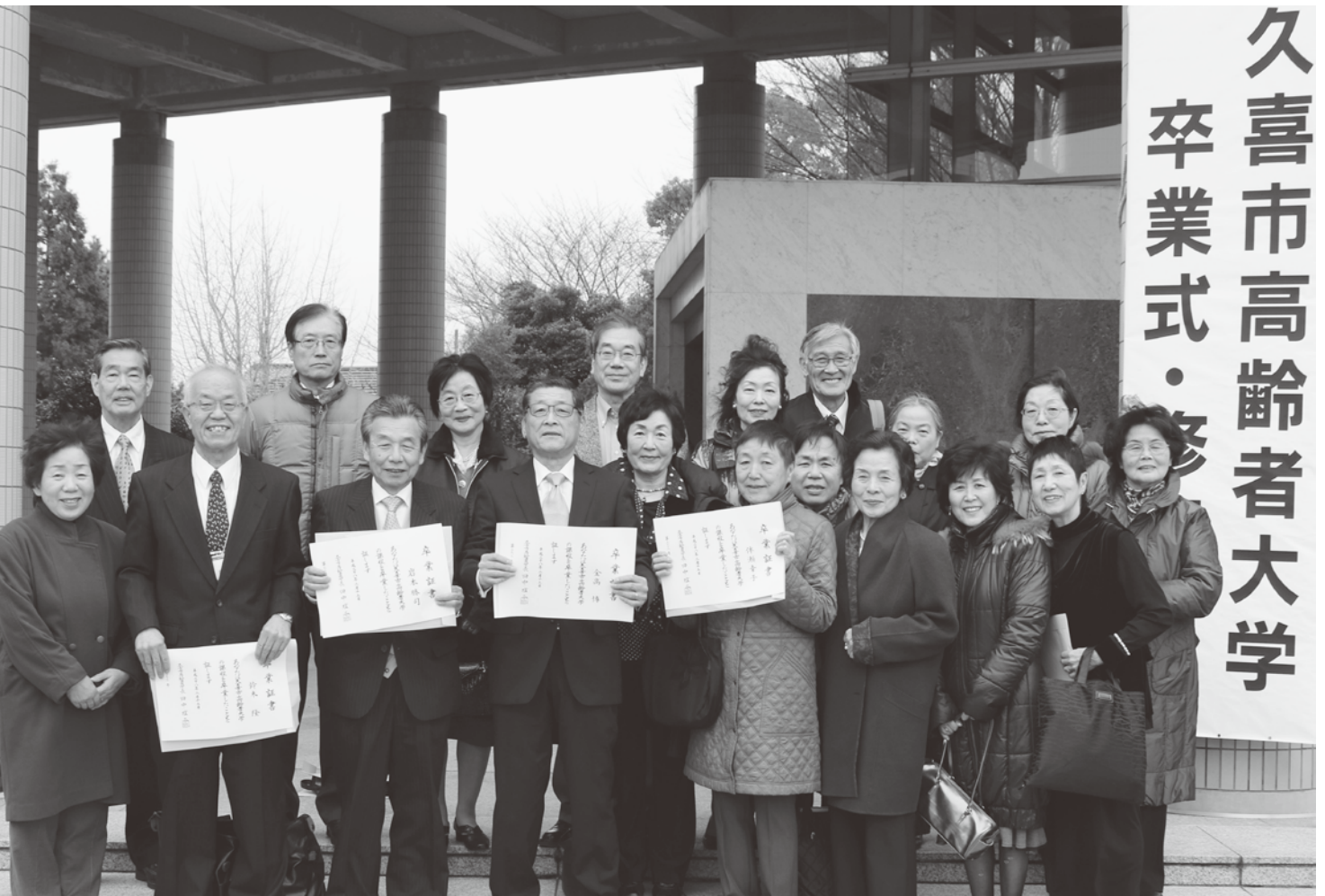


くき

2016
平成28年

4 月号

No.145



主な内容

- 平成28年度 当初予算の概要を
お知らせします 2~3
- 平成28年度の主要事業 4~5
- 障害者差別解消法 スタート 6
- 4月1日金から市役所第二庁舎内の各課配置が
変わりました／4月1日金から道路レスキューが
始まりました／川妻橋が完成しました 9

久喜市高齢者大学卒業式・修了式

2月15日(月)、久喜総合文化会館で、「久喜市高齢者大学卒業式・修了式」が行われました。

今年度の卒業生は82人。当日は卒業証書・修了証書や皆勤賞・精勤賞の授与、在校生代表による送辞や卒業生代表による答辞などが行われました。卒業生は在校生同士が手と手を繋いで作ったアーチをくぐり、在校生から「今までありがとう」など声を掛けられながら、笑顔で退場していました。



市公式動画チャンネル

『広報くき』『広報くきお知らせ版』は、市内各公共施設などに置いています。
また、市ホームページ (<http://www.city.kuki.lg.jp>) や i 広報紙からも、ご覧になれます。



市公式 SNS



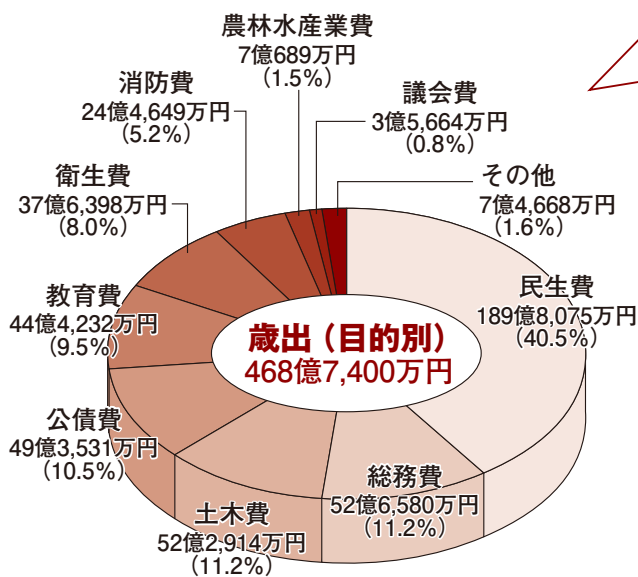
概要をお知らせします

問合せ 財政課財政係（内線2421～2426）

一般会計歳出

生活保護費の増などにより、目的別では、民生費が6億2,117万円の増（前年度比3.4%増）、性質別では扶助費が約9億351万円の増（前年度比8.5%増）となっています。

また、液化化対策推進事業の減などにより、目的別では土木費が約45億110万円の減（前年度比46.3%減）、諸支出金が約45億4,036万円の減（前年度比96.1%減）、性質別では普通建設事業費が約58億3,430万円の減（68.4%減）、積立金が約45億4,036万円の減（前年度比96.1%減）となっています。

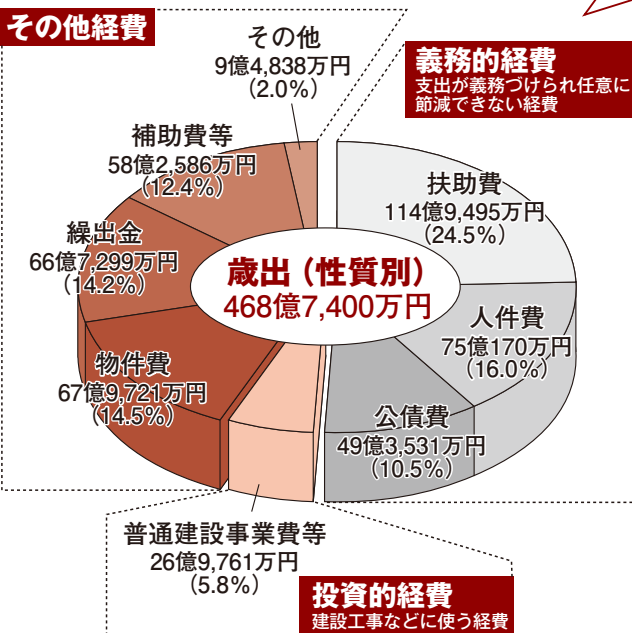


目的別 用語の解説（歳出）

- 民生費** 年金、生活保護、各種福祉手当、福祉施設、保育園の管理・運営などの経費
- 総務費** 庁舎の管理、徴税事務、戸籍関係事務、選挙、統計調査、交通安全対策、コミュニティの推進などの経費
- 土木費** 道路、公園、橋、河川の建設・管理などの経費
- 公債費** 市が借りたお金の返済に充てる経費
- 教育費** 小・中学校や幼稚園、図書館などの経費
- 衛生費** 健康診断、予防接種、公害対策、衛生組合負担金などの経費
- 消防費** 消防・水防に関する経費
- 農林水産業費** 農業委員会や農業対策に要する経費
- 議会費** 議会の活動に要する経費

性質別 用語の解説（歳出）

- 扶助費** 生活保護、高齢者・障がい者・児童福祉などの経費
- 人件費** 職員給与費などの経費
- 公債費** 市が借りたお金の返済に充てる経費
- 普通建設事業費等** 道路、公園、学校などの建設にかかる経費および災害復旧にかかる経費
- 物件費** 物品の購入、業務委託などの経費
- 繰出金** 特別会計に支出する経費
- 補助費等** 一部事務組合への負担金、各種団体への補助金などの経費



会計別予算一覧

(単位：千円)			
会計名	平成28年度	平成27年度	増減率(%)
一般会計	46,874,000	56,594,000	△17.2
特別会計	36,873,008	36,937,223	△0.2
国民健康保険特別会計	20,189,100	20,438,300	△1.2
介護保険特別会計	9,173,000	9,020,500	1.7
後期高齢者医療特別会計	1,528,500	1,436,900	6.4
下水道事業特別会計	4,713,500	4,851,000	△2.8
農業集落排水事業特別会計	858,900	767,000	12.0
土地区画整理事業特別会計	407,900	399,800	2.0
土地取得特別会計	2,108	23,723	△91.1
水道事業会計	6,452,435	6,108,425	5.6

*水道事業会計については、収益的支出と資本的支出の予算額を合わせた値となっています。

※文章および表中の数値については端数処理の関係により、合計が一致しない場合があります。

平成28年度 当初予算の

各会計の予算書は、市ホームページ、公文書館および市立図書館で閲覧できます。

平成28年度当初予算は、久喜市総合振興計画における本市の将来像である「豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市」の実現に向けて、これまでの取り組みや成果を礎に、久喜NO.1宣言を具現化し、更なる発展を目指す予算となっています。

本市の財政状況については、歳入の根幹をなす市税は、景気回復などによる増収要因があるものの、その推移は楽観できないものであります。また、普通交付税は、合併算定替の段階的縮減期間に入り、年々減額率が高まっていくことから、本市の財政状況は、厳しさが増していきます。

このため、予算編成に当たり、「入るを量りて出づるを制す」を基本姿勢として、各部が主体となり限られた財源の重点的配分に努め、「選択と集中」の考えのもと、平成28年度当初予算の編成に臨みました。

今後も引き続き、久喜市行政改革大綱の着実な実行により、行政全般をスリム化し、持続可能な行政サービスの提供に努めていきます。

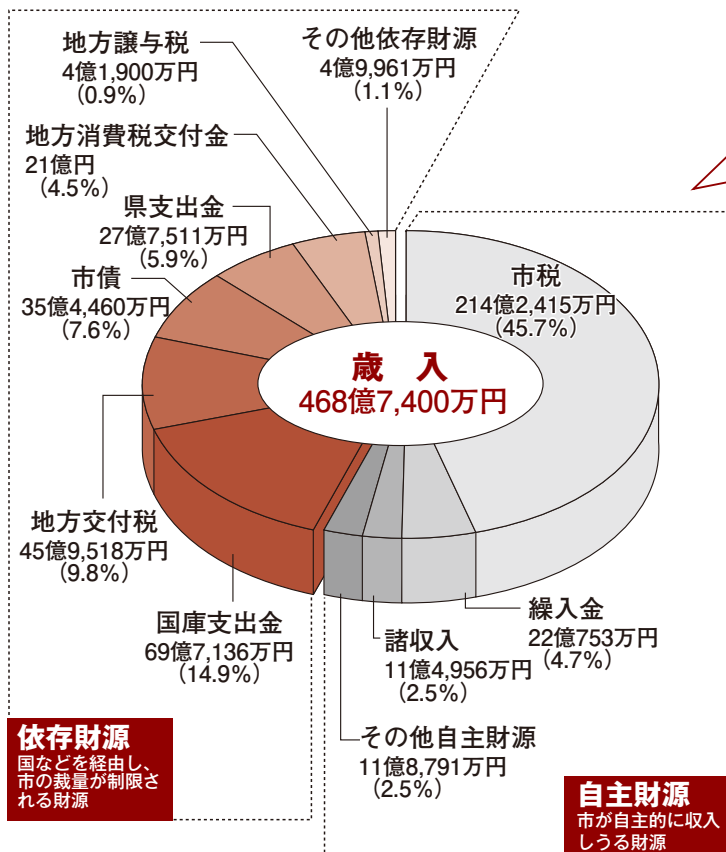
なお、予算規模については、一般会計で468億7,400万円となっています。前年度と比べると97億2,000万円と大幅な減（前年度比17.2%減）となっています。この主な要因は、液化化対策推進事業と、その財源を積み立てた東日本大震災復興交付金基金積立事業が、約86億8,000万円の減になったほか、災害に強いまちづくりのための本庁舎や小・中学校の耐震化整備事業が一段落したことによります。

一般会計	468億7,400万円	(前年度比17.2%減)
特別会計	368億7,300万8,000円	(前年度比 0.2%減)
水道事業会計	64億5,243万5,000円	(前年度比 5.6%増)

一般会計歳入

主要な財源である市税は、平成27年度税制改正において法人税の税率が引き下げられたことにより法人市民税法人税割が減となったものの、固定資産税の増などにより約3億1,772万円の増（前年度比1.5%増）となりました。一方、地方交付税については、合併算定替による加算分の減額などにより約7億121万円の減（前年度比13.2%減）となりました。

また、液化化対策推進事業の減などにより、国庫支出金が約29億4,593万円の減（前年度比29.7%減）、繰入金が約46億8,278万円の減（前年度比68.0%減）となりました。



用語の解説（歳入）

- 市税** 市民税、固定資産税、市たばこ税など
- 繰入金** 基金（貯金）などから取り崩すお金
- 諸収入** 市貸付金の償還金、学校給食費など
- 国庫支出金** 市の事業に対し、国から交付されるお金
- 地方交付税** 所得税などの国税の中から交付されるお金
- 市債** 国や金融機関などから借り入れるお金
- 県支出金** 市の事業に対し、県から交付されるお金
- 地方消費税交付金** 地方消費税から交付されるお金
- 地方譲与税** 地方揮発油税、自動車重量税から交付されるお金

市債残高（見込額）

（単位：千円）

会計名	平成28年度末	平成27年度末
市 全 体	75,921,768	77,565,084
一 般 会 計	47,721,892	48,646,704
うち臨時財政対策債	25,089,277	24,680,723
下水道事業特別会計	19,743,069	19,808,771
農業集落排水事業特別会計	4,715,664	4,823,014
土地区画整理事業特別会計	623,462	868,802
土地取得特別会計	0	2,080
水道事業会計	3,117,681	3,415,713

※平成27年度末の市債残高については、補正予算後の額となっています。

平成28年度の主要事業

総合振興計画の7つの体系別大綱に従い、今年度の主要事業を紹介いたします。

※**新**印は新規事業を表しています。

※金額は、平成28年度当初予算額です。

※*印の事業は平成27年度補正予算(第7号)により、その一部について前倒しをしました。

1 市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち

魅力あるまちづくりを進めるため、地域ごとに独自の施策や事業の実施について検討する「地域会議」を平成27年度に設置し、以下の4つの事業を平成28年度の地域会議事業として実施します。

新総合運動公園 花いっぱい運動事業
(久喜地域会議事業) 500万円
総合運動公園内に草花の植栽等を行います。

新あやめ・ラベンダー関係施設等整備事業
(菖蒲地域会議事業) 500万円
菖蒲総合支所周辺の施設整備を行い、イメージアップを図るとともに、賑わいの場を創出します。

新栗橋橋宿まちあるぎ観光活性化事業
(栗橋地域会議事業) 500万円
栗橋地区の歴史的・文化的資産の掘り起こしを行い、地域の活性化と併せて商店街の活性化を図ります。

新コスモスふれあいロード推進事業

(鷲宮地域会議事業) 500万円
コスモスふれあいロードの整備等を行います。

・子ども議会開催事業
子どもたちに市政および議会への理解を深めてもらい、児童・生徒会活動等に生かしてもらおうとともに、幅広い意見・要望などを市政運営の参考にします。



新埼葛人権を考えるつどい事業 606万円

地域住民の人権意識の高揚と正しい理解を図るため、埼葛12市町の団体等が主催する「第25回埼葛人権を考えるつどい」を開催します。

2 自然とふれあえる、環境に優しいまち

・合併浄化槽普及促進補助事業 6012万円

補助対象地域において、既存単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併

処理浄化槽へ転換設置する方を支援します。

・ごみ処理施設整備推進事業 3272万円

市内全域のごみ処理を可能にする施設を建設するための準備を進めます。

・新エネルギー導入事業 1000万円
地球温暖化対策として、再生可能エネルギー機器や省エネルギー機器の導入を支援する補助金を交付します。

・緑のカーテン地域普及事業 45万円
地域での緑のカーテンの普及・啓発を行い、緑を豊かにすることにより、地球温暖化防止の一助とします。

3 子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち

・地域医療対策事業 2133万円
二次救急輸送病院の運営に要する経費の一部助成および地域医療ネットワークシステム「とねっと」の運営に要する経費の負担等、地域医療体制の維持・充実を図ります。

新保育士試験受験手数料補助事業 4万円

市内の民間保育所等に就職する保育士試験合格者に対して、受験手数料を補助し、保育士の確保を図ります。

新不妊治療費助成事業 1050万円
不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減

を図るため、不妊治療に要する費用の一部を助成します。

新在宅医療・介護連携推進事業

【介護保険特別会計】 92万円
高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制を構築します。

新障がい者意思表示支援用具給付事業 47万円

被災時において、視覚障がい者および聴覚障がい者が周囲からの支援を受けられるよう、障がいがあることを示す支援用ビブスおよびバンダナを配布します。

4 心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にすまち

・英語教育指導事業 5204万円
外国語指導助手(ALT)を増員し、小・中学校の英語教育の充実および国際理解教育の推進を図ります。

新コミュニティ・スクール導入促進事業 20万円

小・中学校に学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民の力を学校運営に生かす取り組みを推進します。

新小学校空調設備整備事業 9683万円

新中学校空調設備整備事業 5873万円

市内の小・中学校に、空調設備を整備します。

●市史編さん事業 49万円

本市ゆかりの人物に関する資料を整理し、「(仮称)久喜市ゆかりの人物ブックレット」の刊行を行い、市民等に紹介します。

●久喜マラソン大会事業 975万円
久喜マラソン(愛称「よるこびのまちマラソン」)を開催します。

5安全で調和のとれた住みよい快適なまち

新栗橋北二丁目地区土地区画整理事業 1428万円
国が進める首都圏氾濫区域堤防強化対策に合わせ、栗橋北二丁目地区の土地区画整理事業を行います。

新道路レスキュー事業 885万円
市民等から道路に関する不具合について通報を受けた際に、速やかに現場に駆け付け、その場で作業を行います。

●西堀・北中曽根線道路改良事業 1億8016万円

新市の一体化を促す道路の一つである西堀・北中曽根線の道路改良工事等を行います。



●東停車場線整備事業 6291万円
久喜駅東口大通りの延伸整備のため、土地購入および整備工事等を行います。

●東鷲宮駅西口停車場線延伸整備事業 9208万円
東鷲宮駅西口停車場線の延伸整備等を行います。

●鷲宮産業団地青毛線整備事業 450万円

新市の一体化を促す道路の一つである鷲宮産業団地青毛線の整備に伴い、設計業務を行います。

●佐間・八甫線整備事業 7096万円

新市の一体化を促す道路の一つである佐間・八甫線の整備に伴い、設計業務および土地購入等を行います。

●(仮称)本多静六記念 市民の森・緑の公園整備事業 1602万円
(仮称)本多静六記念 市民の森・緑の公園の整備に向けた基本計画を策定します。

●消防団活動事業 8502万円

火災や災害の拡大を防止するための消防団活動を推進します。

新防災行政無線デジタル化更新事業 6391万円

防災行政無線を現在のアナログ方式からデジタル方式に更新します。

新防犯灯LED化事業 1058万円
市内に設置されている防犯灯のLED化を行います。

6地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち

●青年就農給付金事業 750万円
就農初期段階の経営が不安定な青年就農者を支援します。

●企業等誘致事業 2億578万円
企業誘致を推進する菖蒲北部地区、菖蒲南部産業団地および清久工業団地周辺地区へ進出した企業に対して、奨励金を交付します。

●創業支援補助事業 300万円
市内で創業を希望する方や、創業間もない方を支援するため、補助金を交付します。

新栗橋地域歴史マップ作成事業 400万円

市民が興味を持てる魅力ある「栗橋まちあるきマップ」を作製します。

7行財政を見直し、改革を進めるまち

●行政改革推進事業 48万円
行政改革大綱に基づき、行政改革の推進を図ります。

新総合振興計画後期基本計画策定事業 604万円

総合振興計画後期基本計画を2か年で策定するため、住民アンケートや審議等を行います。

●コンビニ交付事業 972万円
コンビニエンスストアにおいて、住民票の写し等の各種証明を交付します。

新通知カード・個人番号カード交付事業 1515万円
マイナンバー制度の実施に伴い、通知カード・個人番号カードを交付します。

新東京理科大学跡地管理事業 4124万円

東京理科大学跡地を適正に維持管理します。

●ペイジー・クレジット収納事業 935万円

【一般会計】
【国民健康保険特別会計】213万円
ペイジー収納およびクレジット収納を導入し、市税等の納付機会の拡大による市民サービスの向上を図ります。

●シティプロモーション推進事業* 747万円

市の知名度やイメージの向上、市民の誇りや愛着心の醸成のため、市の魅力の掘り起こしや戦略的な情報発信を行います。



障害者差別解消法 スタート

障害者を理解し、ともに支え合う社会を目指して

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」についてお知らせします。
みんなで障害を理由とする差別をなくし、誰もが暮らしやすい社会をつくっていきましょう。

問合せ 障がい者福祉課障がい者福祉係（内線3241）／各総合支所福祉課（菖蒲・内線106／栗橋・内線236／鷺宮・内線161）

◆障害者差別解消法とは

この法律は、国・県・市区町村などの行政機関や会社・お店などの民間事業者において、障がいを理由とする差別をなくし、全ての人が障がいの有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることを目的としています。

「障がいのある方」とは、障害者基本法で定められた障がいのある全ての人（障がい児を含む）で、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障

がいを含む）、その他難病に起因する障がいなどの心身の機能に障がいがある方です。障害者手帳を持っていない方も含まれます。

この法律では、障がいのある方に對する「不当な差別的取扱い」が禁止され、「合理的配慮の提供」が求められています。

●不当な差別的取扱いとは

障がいがあることを理由に、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりする

などの行為をいいます。

例①お店に入ろうとしたら、車いす利用を理由に断られた ②契約時に障がいがあることを伝えたら、そのことを理由にアパートを貸してもらえなかった

※正当な理由（安全の確保、財産の保全、損害発生の防止など）がある場合は、「不当な差別的取扱い」にならないこともあるとされていますが、判断の理由を説明し、理解に努める必要があります。

●合理的配慮とは

障がいのある方から何らかの配慮を求められたとき（意思の表明が難しい場合は、家族や介護者等が本人を補佐して行うものを含む）に、サービスを提供する側が負担になり過ぎない範囲で、その人に合った工夫や方法で、社会的障壁を取り除く配慮を行うことをいいます。

例①段差がある場所で、車いす利用者にはキャスター上げを補助する ②視覚障がいのある方に書類の内容を読み上げる ③聴覚障がいのある方に筆談で説明する



◆障がい者差別をなくしましょう

不当な差別的取扱いをすることは、行政機関だけでなく、民間事業者も禁止されます。合理的配慮の提供は、行

政機関は法的義務、民間事業者は努力義務となっています。ただし、民間事業者であっても繰り返し差別が行われ、自主的な改善が期待できない場合などには、国が報告を求めたり、助言・指導、勧告を行うことができます。

国では、民間事業者が適切に対応できるよう、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例などを盛り込んだ対応指針を作成しています。各府省庁の対応指針については、内閣府のホームページからご覧になれます。

◆共生社会づくり

市では、職員が適切に対応するための「久喜市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」と「障がい者等への配慮マニュアル」を作成しました。全ての市民の皆さんにとって久喜市が利用しやすい機関となるよう、職員一人一人が思いやりを持ち、心のこもった対応に努めていきます。

障がいを理由とする差別を解消することは、社会全体の責務です。ともに生き、ともに暮らす共生社会を目指しましょう。

障害者差別解消法 Q&A

Q 社会的障壁とは？

A 障がいのある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるものです。障がいのある方が利用しにくい施設・制度、障がいのある方の存在を意識していない慣習・文化、障がいのある方への偏見などがあります。

Q 民間事業者とは？

A 営利・非営利、個人・法人の別を問いません。一般の企業やお店だけでなく、たとえば個人事業者や対価を得ない無報酬の事業、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となります。

Q 個人には法的義務や責任はないの？

A この法律では、行政機関や民間事業者を対象としており、個人的な関係で障がいのある方と接する場合や個人の思想・言論については対象としていません。しかし、障がいを理由とする差別を解消することは、社会全体の責務です。

障害者差別解消法についての詳しい内容は、内閣府ホームページをご覧ください。

内閣府ホームページ
（障害を理由とする差別の解消の推進）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

障害者施策

検索

4月1日(金)から、行政不服審査制度が改正されました

行政庁が行っている許可や不許可等といった処分（公権力の行使に当たる行為）に対して不服がある場合に、その処分について不服を申し立てることができる制度を定めた「行政不服審査法」が、平成27年6月13日に全面改正され、平成28年4月1日に施行されました。

問合せ 庶務課庶務・文書法規係（内線2243）

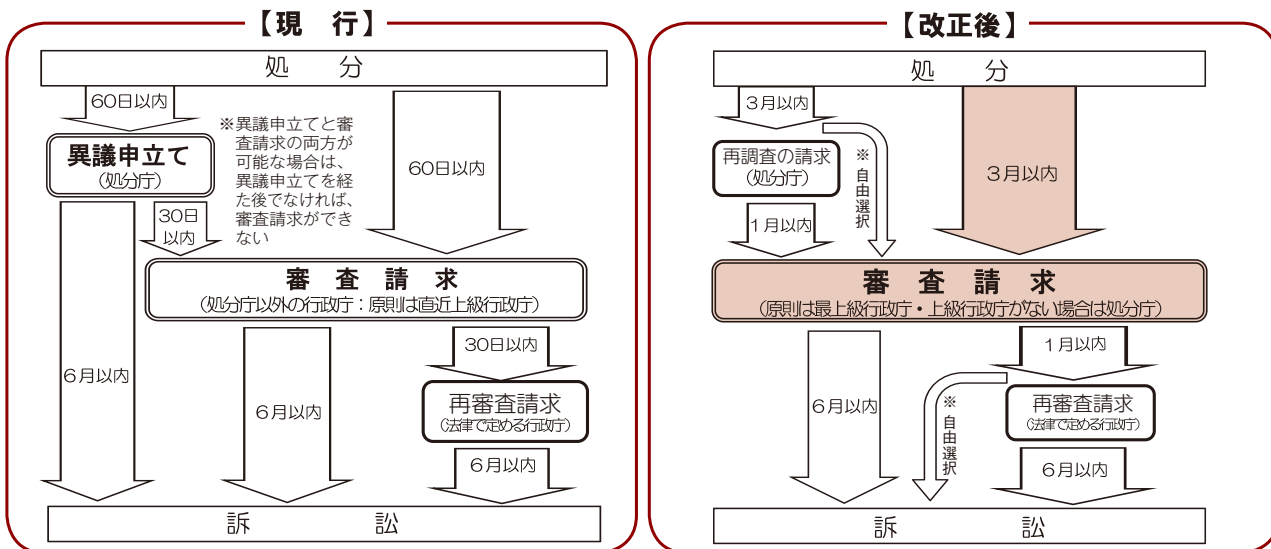
◆主な改正点

①不服申立ての手続きが一元化されました

これまでの制度では、不服申立ての種類は「異議申立て」と「審査請求」の2種類ありましたが、原則として「審査請求」に一元化されました。なお、例外として、法律に特別の定めがある場合には、「再調査の請求」をすることができます。

②申立て期間が延長されました

これまでの制度では60日以内とされていた審査請求期間が、3か月以内に延長されました。

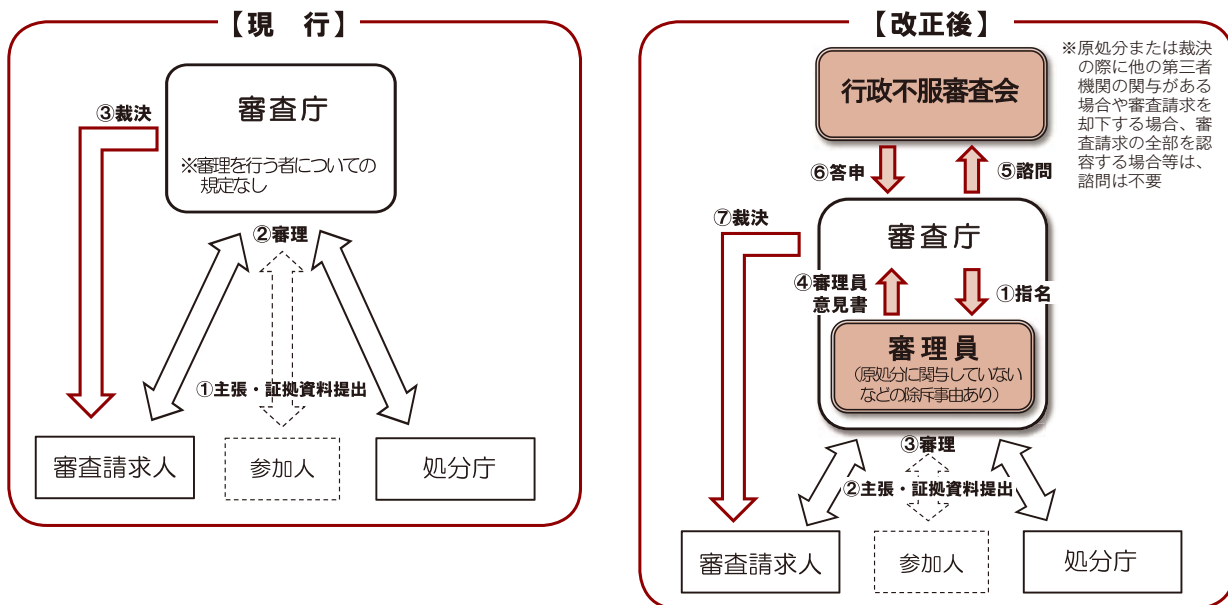


③審理員制度が導入されました

審理手続きの公正性および透明性を高めるため、審査請求に係る市の決定（処分）に関与していない等の要件を満たす職員が、「審理員」として審査請求人と処分庁の両者の主張を公平に審理し、審理員意見書を作成します。なお、申立てがあった場合は、口頭意見陳述を主宰します。

④第三者機関である行政不服審査会が調査・審議します

審査庁が審査請求に対する裁決をするにあたり、裁決の客観性および公正性を確保するため、審理員が行った審理手続きの適正性や審査庁の審査請求についての判断の妥当性をチェックする附属機関として、久喜市行政不服審査会を新たに設置します。審査会は必要な調査および審議を行い、審査庁に答申を行います。



駐車監視員活動地域が

見直されます！

久喜警察署では、放置車両の確認等を「久喜警察署駐車監視員活動ガイドライン」に基づき活動していますが、交通の円滑化や交通事故防止を一層推進するため、5月1日(日)から、このガイドラインを一部改正します。

問合せ 久喜警察署交通課 ☎24・0110

駐車監視員活動ガイドライン 改正の内容

駐車監視員活動ガイドラインは、駐車監視員が重点的に巡回し、自動二輪車および一部原動機付自転車を含む放置車両の確認等を実施する路線、地域、時間帯を定めたものです。

現在、久喜駅西口周辺の活動地域のうち、本町4・5丁目の一部を縮小し、西口ロータリー付近の取り締まりを一層強化します。

また、地域住民の要望に応じ、東鷲宮駅周辺を新たに活動地域として追加します。

違法駐車・迷惑駐車は やめましょう

違法駐車・迷惑駐車は、見通しを妨げ、事故の原因や車両および歩行者などの通行、緊急車両の活動の妨げになります。交通の円滑化を図り、安全を

守るためにも違法駐車や迷惑駐車はやめましょう。

久喜警察署駐車監視員活動 ガイドライン（抜粋）

〔活動方針〕

駐車監視員は、次の路線・地域・時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

〔活動路線〕

●**最重要路線（区間）**・**重点時間帯**

・市道2号線（久喜駅東口周辺～いちょう通り周辺） 5時～22時

●**重点路線（区間）**・**重点時間帯**

・下の「久喜駅周辺の駐車監視員活動地域」地図内の久喜駅東口周辺路線 5時～22時

〔活動地域〕

●**最重要地域**・**重点時間帯**

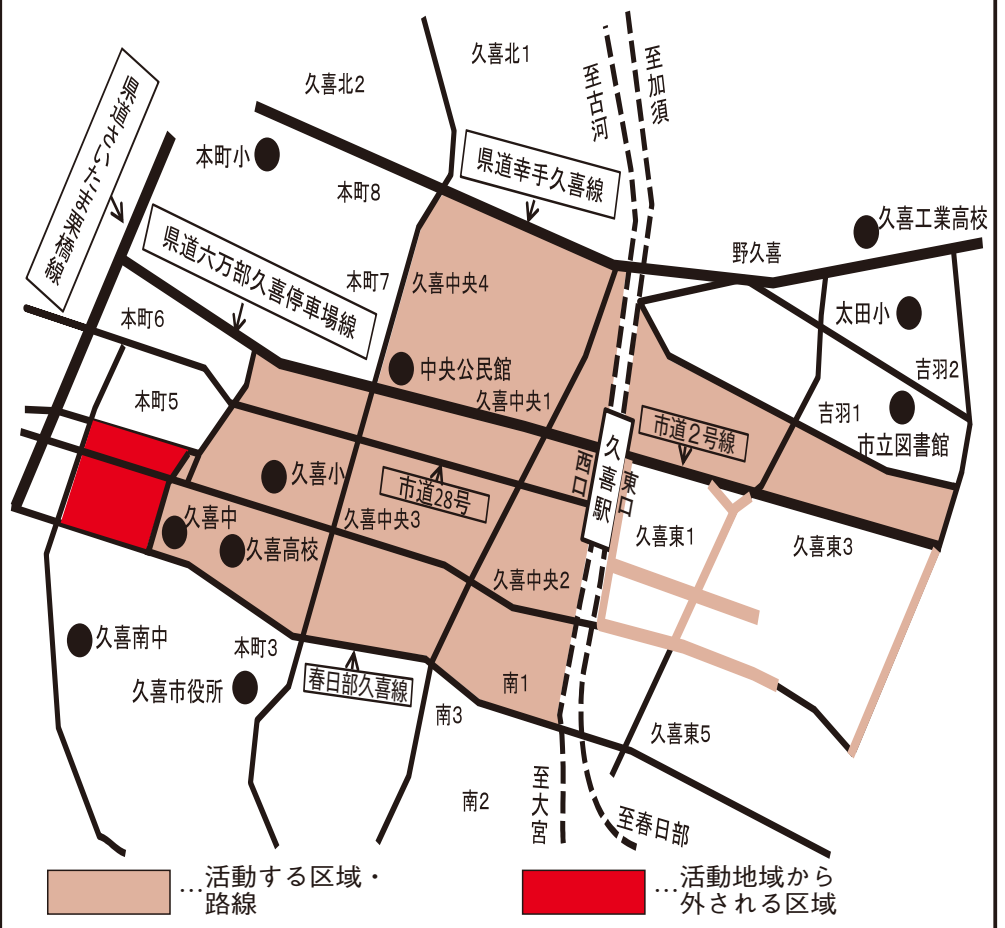
・久喜駅東口周辺 5時～22時

●**重点地域**・**重点時間帯**

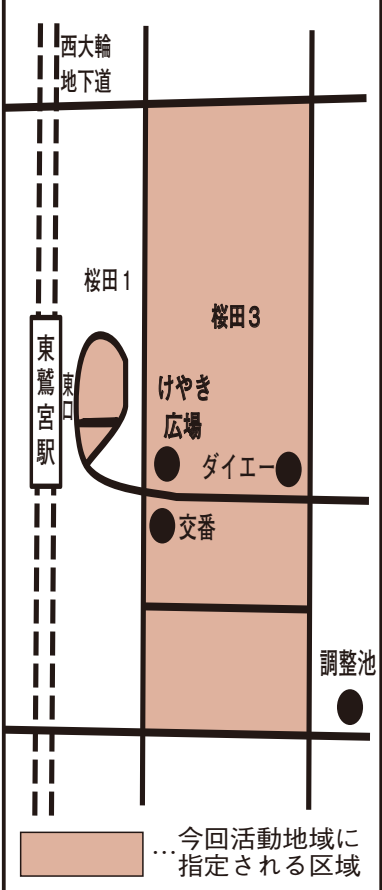
・久喜駅西口周辺 5時～22時

・東鷲宮駅東側周辺 5時～22時

久喜駅周辺の駐車監視員活動地域



東鷲宮駅東側周辺の
駐車監視員活動地域

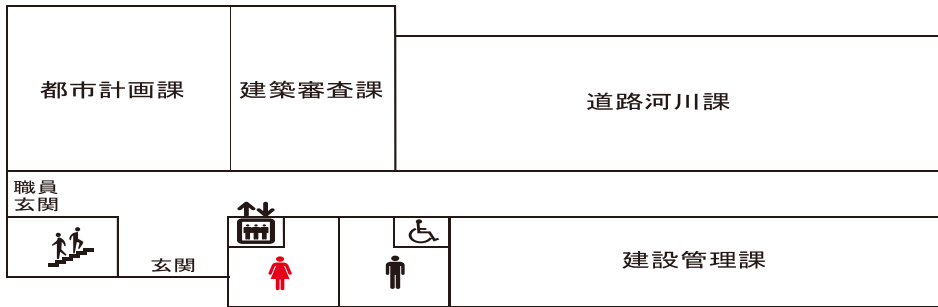


4月1日(金)から市役所第二庁舎内の各課配置が変わりました

各総合支所建設課の業務を建設部各課へ集約するため、市役所第二庁舎の各課配置を変更しました。
問合せ 建設管理課管理係 (内線4612)

市役所第二庁舎各課配置図

1階



2階



4月1日(金)から道路レスキューが始まりました

道路レスキューは、市民の皆さんから道路の不具合が発生したとの通報に対し、速やかに現場に駆け付け、その場で対応できるものはその場で処理します。

対応内容は、市道について緊急性を要し、職員で対応可能な軽微なもので、道路の穴埋め(舗装・砂利)、側溝蓋の

補修、路面段差の補修、カーブミラーの角度調整などです。

道路レスキューを心配した方は、市役所または各総合支所に電話して、「道路レスキューのお願いです」と言ってください。

問合せ 道路河川課道路レスキュー係 (内線4641)

川妻橋が完成しました

備前堀川に新しい川妻橋が架かり、4月1日(金)から、通行できるようになりました。

長期間に渡ってご不便をおかけしていましたが、川妻橋や西堀・北中曽根線(塚田・川妻地区)の道路工事が完成し、県道北中曽根北大桑線から市道菖蒲2号線まで、新たな道路でつながりました。

なお、市道菖蒲2号線との交差点は、優先道路が市道菖蒲2号線から、新しく開通した西堀・北中曽根線へと変更となり、一時停止規制も併せて変更となりました。

交差点を通行する際は、十分注意して通行してください。
問合せ 道路河川課整備係 (内線4634)

川妻橋周辺道路図



▲道路の穴埋め作業

平成28年度人間ドック・脳ドック 検診費用助成

年度中1回に限り、人間ドック等の検診費用の一部を助成します。受診する医療機関および受診方法により、申請の仕方が変わりますので、ご注意ください。
申請・問合せ 国民健康保険課国保管理係（内線3442）／各総合支所市民課（菖蒲・内線1222／栗橋・内線215／鷺宮・内線127）

◆助成対象者

- ・国民健康保険に継続して1年以上加入し、納期到来分の保険料を完納している世帯の方
- ・後期高齢者医療制度の被保険者で納期到来分の保険料を完納している方

◆申請の方法等

- ①委託医療機関で人間ドックを受けるとき

【委託医療機関】

久喜地区：あらい胃腸科皮フ科クリニック／新井病院／久喜総合病院／久喜メディカルクリニック／斎藤医院
 ※久喜総合病院は、平成28年3月1日時における名称

鷺宮地区：相沢内科医院／岸田医院

受診費用 自己負担額1万円で市が委託する検診項目を受診できます。ただし、別途費用が掛かる場合がありますので、詳しくは申し込む医療機関にお問い合わせください。

申請方法 医療機関で受診する前に市に申請することにより、自己負担額1万円で受診できる受診票を交付します。申請時に持参するもの 被保険者証

■②指定医療機関で人間ドック・脳ドックを受診するとき

【指定医療機関】

人間ドック・脳ドック：済生会栗橋病院
 人間ドック：北本共済病院人間ドック健診センター（桶川市）／藤間病院総合健診システム（熊谷市）

助成額 2万8000円
 ※ただし、検診費用が上限です。

申請方法 医療機関へ受診の予約をし、受診する前に市に申請することにより、検診費用と助成額の差額の支払いで受診できる利用券を交付します。

申請時に持参するもの 被保険者証

■①・②以外の受診方法で人間ドック・脳ドックを受診する場合

助成額 2万8000円

※ただし、検診費用が上限です。
申請方法 医療機関で受診をして、検診費用の全額をお支払いいただきます。後日、市に申請することにより、助成額を後から振り込みます。

申請時に持参するもの 被保険者証、振込先口座番号が分かるもの
申請書に添付するもの 領収書（写）、検査結果（写／市の特定健診を受診しない75歳未満の方のみ）

年金生活者等支援臨時福祉給付金 （高齢者向け）を支給します

「一億総活躍社会」の実現に向け、所得の低い高齢者の方々を支援するため、暫定的・臨時的な措置として、年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）を支給します。

対象者 平成27年度分の市民税（均等割）が課税されていない方で、平成28年度中に65歳以上となる方（昭和27年4月1日以前に生まれた方）

※市民税が課税されている方の扶養となつている場合や生活保護制度の被保護者となつている場合は対象外です。

支給額 対象者1人当たり3万円
支給時期 6月以降

※支給時期が決まり次第、決定通知書を送付します。

支給方法 原則として口座振込
 ※口座をお持ちでない方は、ご相談ください。

申請先 基準日（平成27年1月1日）に住民登録がされている市町村
 ※現在久喜市にお住まいの方でも、平成27年1月2日以降に久喜市に転入された方は、平成27年1月1日に住民登録があった市町村への申請が必要になります。

申請書類 支給の対象と考えられる方は、市民税課または各総合支所税務課から、4月下旬ごろに申請書を郵送します（封筒の色はオレンジ色）。併せて、申請書の記入方法が記載されたパンフレットも同封しますので、申請書が届いたら、必要事項を記入の上、記載内容の確認に必要となる書類（写）を添付し、同封の返信用封筒で郵送するか、介護福祉課または各総合支所福祉課に直接提出してください。

※申請書が届かない方も、対象と思われる方は、お問い合わせください。
 ※審査に当たり、税情報の個人情報報告について同意が必要になります。
 ※窓口での申請は混雑が予想されますので、できるだけ郵送での申請をお願いいたします。

※支給事務（申請書類の審査、支給の手続き等）は、介護福祉課および各総合支所福祉課が行います。

受付期間 5月2日（月）～8月15日（月）消印有効

※受付期間終了後は、申請を受け付けることができませんので、必ず期間内に申請してください。

◆**配偶者などからの暴力を理由に避難している方は、ご相談ください**
 配偶者などからの暴力を理由に避難しているものの、事情により基準日（平成27年1月1日）時点で住民登録地の変更ができていない方は、ご相談ください。

問合せ 介護福祉課高齢者福祉係（内線3263）／各総合支所福祉課（菖蒲・内線107／栗橋・内線231／鷺宮・内線172）

国民健康保険の届け出をお忘れなく

①勤務先を退職等した場合

勤務先の退職等により社会保険・共済組合等を脱退し、健康保険を任意継続していない方は、国民健康保険加入の届け出が必要です。

◆届け出時に持参するもの

公的機関発行の顔写真付き身分証明書、社会保険等の資格喪失日が分かる書類（健康保険資格喪失証明書・雇用保険離職票・退職証明書等）、個人番号の確認ができるもの

②会社等へ就職した場合

会社等への就職により、社会保険・共済組合等に加わった方は、国民健康保険脱退の届け出が必要です。

◆届け出時に持参するもの

公的機関発行の顔写真付き身分証明書、今までお使いの国民健康保険被保険者証、新しい社会保険等の被保険者証、個人番号の確認ができるもの

③解雇などによる失業者の特例（非自発的失業者の国民健康保険税軽減）

勤務先の倒産・解雇など、非自発的な理由により離職した方は、届け出により国民健康保険税が軽減されます。

◆届け出時に持参するもの

公的機関発行の顔写真付き身分証明書、雇用保険受給資格者証、個人番号の確認ができるもの

※雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由番号が「11、12、21、22、23、31、32、33、34」の方が対象です。

※特例受給資格者証、高年齢受給資格者証をお持ちの方は、対象となりません。

※離職者本人の給与所得のみが軽減対象となります。

※軽減適用期間は離職日から最大で2年間です。

④国民健康保険税が軽減される場合

前年の世帯総所得金額等（退職所得金額を除く）が、一定基準（世帯構成で異なる）を下回る場合は、国民健康保険税の均等割額を軽減します。

ただし、同一世帯内で所得の申告をしていない方がいる場合は、適用されません。詳しくはお問い合わせください。

※①～③は個人番号の記入が必要で、個人番号が分からない等で記入がない場合でも、届出書は受理します。

届け出先 ①・②市民課（総合窓口）市民係／③・④国民健康保険課保険係／①～④各総合支所市民課

問合せ 国民健康保険課保険係（内線3452）／各総合支所市民課（菖蒲・内線120／栗橋・内線215／鷺宮・内線127）

1人でも乳幼児を保育する（預かる）事業を行う皆さんへ

これまでは1日に保育する乳幼児の数が6人以上の認可外保育施設や認可外の訪問型保育事業（ベビーマスター事業等）を行う場合、原則、届け出が必要でしたが4月以降、

1日に保育する乳幼児の数が1人以上の場合でも、市への届け出が必要となりました。

※ただし、臨時に設置される場合は除きます。

詳しくはお問い合わせください

さい。届け出先・問合せ 保育課事業係（内線3325）



くらしの110番
トラブル編

賃貸住宅の退去時の原状回復トラブル

【相談事例】

4年間住んでいた賃貸マンションを先日退去した。入居時に敷金1か月分を預けていたが、先日、敷金精算の書類が届き原状回復費用として24万円かかると言われ、敷金との差額を請求された。室内の壁や扉等で特に破損させたものはなく、普通に使用していた。原状回復費用の内訳をみると、クリーニング費用、クロスやクッションフロアの張り替え、フローリングや扉の交換となっていた。高額すぎると思う。

な強制力はありませんが、通常使用による損耗を除く等、原状回復の考え方が参考になります。

【アドバイス】

- ①退去時には、できる限り家主や管理会社、仲介業者等の立ち会いの下で部屋の現状を確認しましょう。
- ②契約書および特約についてよく確認しましょう。
- ③原状回復費用の内訳を出してもらい、説明を求めましょう。
- ④修繕に係る費用が高額だと感じた場合は、複数の業者から見積もりを取るようにしましょう。

【ポイント】

賃貸アパートや賃貸マンションなどの賃貸住宅への入居時に収める敷金は、退去時に家賃滞納や原状回復費用を差し引いて、賃借人に返還するものと考えられています。

しかし、退去時に敷金を超える原状回復費用を請求されたなど、賃借人との間でトラブルが起きています。

国土交通省では、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を出しています。ガイドラインであるため法律的

困ったときは次の窓口へ

- 県消費生活支援センター春日部 ☎048-734-0999
- 月々金曜日／9時～16時
- 市消費生活センター 25ペー
- ジの無料相談をご覧ください。
- 問合せ 生活安全課市民生活・青少年係（内線2633）

合併処理浄化槽補助金の受け付けを開始します

平成28年度分の合併処理浄化槽補助金の受け付けを開始します。

補助対象 補助対象地域内の既存住宅で、単独浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ入れ替える場合（転換設置）

補助対象地域 埼玉県生活排水処理施設基本構想で設定されている「浄化槽整備区域」

受付期限 5月20日（金）
申込みに必要なもの（共通）

- ・浄化槽設置整備事業補助希望申込書
- ・市税納付状況調査同意書

ただし書適用を受ける方へ

「住宅の尿尿浄化槽処理対象人員算定基準のただし書適用願（水道使用量等状況確認同意書）」を併せて提出してください。

※様式は下水道業務課で配布
市ホームページからもダウンロード可。

補助予定基数を上回る申し込みがあった場合は抽選とします。抽選等の詳細は申込者に通知し、5月27日（金）に抽選を行います。

※対象地域など、詳しくはお問い合わせください。

補助金額
・設置費

人槽区分	補助限度額
10人槽	57万6000円
7人槽	48万6000円
5人槽	43万2000円

・配管費
配管に要する費用：19万円以内

・処分費
既存便槽の処分にかかる費用：5万円以内

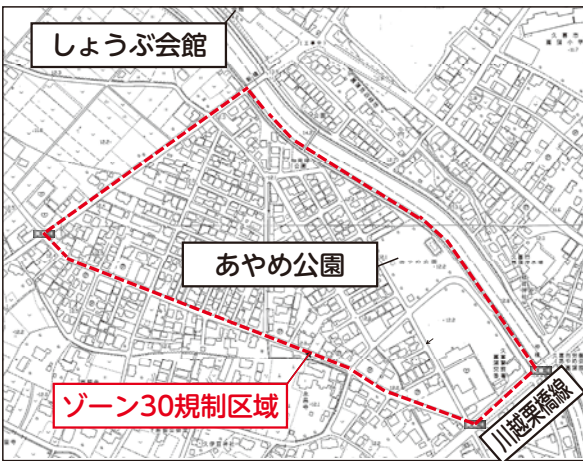
申請先・問合せ 下水道業務課排水設備係（鷺宮総合支所内／内線277）

速度30km規制区域（ゾーン30）に菖蒲地区の一部が指定されました

「ゾーン30」とは、生活道路における歩行者などの安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定め、区域内の自動車の最高速度を時速30kmに規制するものです。区域の指定については埼玉県公安委員会が行っています。

市では、久喜地区・栗橋地区・鷺宮地区に続き、新たに菖蒲地区の一部が「ゾーン30」に指定されました。

区域内を自動車で行く場合は、制限速度を守り、交通安全に十分配慮してください。
問合せ 久喜警察署 ☎24-0110 / 菖蒲総合支所市民課（内線111） / 道路河川課維持係（内線4636）



「自然環境保全地区」候補地募集

市では、豊かな自然環境を将来の市民に継承していくため、自然環境の保全が特に必要な区域を「自然環境保全地区」に指定し、保全を行なっています。

この「自然環境保全地区」について、新たな地区を指定するために、市民の皆さんから候補地の情報を募集します。

- 募集内容**
- ・良好な自然環境を有する樹林、河川、池沼、湿地等
 - ・野生生物（外来生物を除く）の生息地または生育地

面積がおおむね500㎡以上の緑地・樹林
※人の手によって樹木が完全に管理されている場所（公園・庭園等）を除く

海外日本語教師のホームステイ 受け入れ家庭募集

市では、国際交流基金日本語国際センター研修生（海外で日本語を教える外国人教師）が、日本の家庭生活を体験する目的でホームステイをする際の受け入れ家庭を随時募集しています。

宿泊日程 原則土曜日から日曜日までの1泊2日（年間8回の日程から受け入れ希望日を登録）

登録条件 ①市内在住者で、研修生用に1部屋を提供でき、家族で受け入れができること

申込方法・問合せ 候補地の場所・候補地とした理由・案内図等を明記の上、持参または郵送・FAX・Eメールで、環境課環境保全係（〒346-18501 所在地記入不要）
内線2826 / FAX 22・9364 / Eメール kankyo@city.kukijp) <

②受け入れ日に、日本語国際センター（JR北浦和駅から徒歩約8分）まで研修生を迎えに行くことができること
登録方法・問合せ 電話またはFAX・Eメールで、住所・氏名・電話番号を明記の上、自治振興課自治振興係（内線2623 / FAX 22・3319 / Eメール jichisinko@city.kukijp) <
※詳しくは市ホームページをご覧ください。

はつらつ運動教室参加者募集（菖蒲地区）

介護予防のための運動教室です。今まで運動する習慣がなかった方、きつかけを探している方にお勧めです。

定期的に体を動かして転倒予防・認知症予防を目指しましょう。

日程 5月12日から毎週木曜日 10時～11時15分
場所 森下公民館講堂
内容 自宅で出来る簡単な運動

動（ストレッチ体操、ウォーキング体操、チューブ筋力トレーニング、足マッサーなど）
講師 市の体操指導者養成講座を終了した市民ボランティア（はつらつリーダー）
対象 市内在住の65歳以上の方で、介護保険法による要介護認定を受けていない方
定員 30人（申込順）

費用 無料（別途、用具代目己負担あり）
持物 動きやすい服装・上履き、5本指靴下（お持ちの方）、タオル、飲み物、運動用チューブ、ボール、バスタオルまたはマット
申込開始 4月14日（木）
申込方法・問合せ 直接または電話で、菖蒲総合支所福祉課（内線150）へ

平成28年度 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧および固定資産課税台帳の無料閲覧のお知らせ

お知らせ

土地・家屋価格等縦覧帳簿
市内に土地・家屋を所有している納税者の方が、自己の土地・家屋および周辺の物件について、固定資産評価額等を確認できます。

理人選任届が必要です。
縦覧・無料閲覧期間 4月1日（金）～5月31日（火）8時30分～17時15分（日曜開庁の場合、12時～13時は除く）
※土曜日・祝日は除く

縦覧できる方 固定資産税の納税者、納税者と同居の親族、納税管理人
固定資産課税台帳 納税者の方が所有する物件の課税明細を確認できます。

縦覧・閲覧場所 市役所1階資産税課、各総合支所1階税務課
※日曜開庁時の縦覧・閲覧は資産税課のみです。
本人確認 縦覧・閲覧の際には運転免許証等で、本人確認を行います。また、借地・借家人の方は賃貸借契約書等の書類をお持ちください。

台帳の閲覧は通年でできますが、この期間に限り無料です。
閲覧できる方 固定資産の所有者、所有者と同居の親族、納税管理人、借地・借家人（該当物件に限る）など
※縦覧・閲覧について、前記以外の方は委任状または代

問合せ 資産税課（内線2726）／各総合支所税務課（菖蒲・内線137／栗橋・内線222／鷺宮・内線143）



えせ同和行為を排除しましょう

「埼玉えせ同和行為対策強化月間」

本市を含む県東部で構成する埼玉12市町では、さまざまな人権問題の解決に向け連携して人権教育・啓発活動を実施しています。

その一環として、毎年4月を「埼玉えせ同和行為対策強化月間」と定め、同和問題の解決の妨げとなっている「えせ同和行為の排除」を呼び掛けています。

「えせ同和行為」とは

いかにも同和問題の解決に努力しているように装って、個人、企業、行政機関などに對して、「高額な図書の購入強

要」や「寄付金・賛助金の強請」など、「ゆすり」「たかり」などをする行為が「えせ同和行為」です。

このような行為は、不当な要求を受けた人が被害に遭うだけでなく、国民の間に同和問題に対する誤った意識を植え付け、新たな偏見や差別意識を生む大きな要因となっております。

これは、同和問題解決のために多くの人々が積み重ねてきた啓発活動や人権教育の効果を一挙に覆す許されない行為です。

えせ同和行為は断固拒否しましょう

えせ同和行為をする人が、激しい言葉などで不当な要求をしてきても、断固として拒

否し、終始毅然とした態度で対応しましょう。その場しのぎの安易な対応は相手に期待を抱かせることになり、結果として同和問題の解決を遅らせることとなります。

※同和問題とは、「同和地区に住んでいる」「あるいは「同和地区に生まれた」という理由で、結婚や就職、日常生活などの面で差別を受けるといふ問題です。

これは憲法が保障する「基本的人権」の侵害であり、日本の歴史の中で生み出されたわが国固有の重大な人権問題です。

問合せ 人権推進課人権推進係（内線2321）／生涯学習課人権教育係（菖蒲総合支所内／内線376）

平成27年度 コミュニティ助成事業

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献事業として宝くじの受託事業収入を財源としてコミュニティ助成事業を実施しています。このたび、伊坂一丁目自治会では、宝くじの助成金を受けて、自治会館を新築しました。



第28回久喜市れんげ祭り開催

花と緑と大空の祭典「第28回久喜市れんげ祭り」を開催します。

れんげ畑で楽しい1日を過ごしてみませんか。

日時 4月29日(祝) 9時～15時30分

※小雨決行／雨天の場合は4月30日(土)。4月30日も雨天の場合は中止
場所 久喜市所久喜377番

地ほか

内容 地元農業者による手打ちうどんやもち等の各種模擬店、地元伝統芸能の披露、各種アトラクションほか
その他 駐車場の台数に限りがあるため、バスやタクシーなどの公共交通機関をご利用ください。
問合せ 農業振興課農業振興係(内線2862)



年金コラム

退職による特例免除制度

厚生年金等に加入していた方が退職し、国民年金の加入者となった際には国民年金保険料を納めることになりませんが、経済的に納付が困難な方には申請により保険料の納付が免除できる特例免除制度があります。この特例免除制度は、退職者本人の所得状況を除外して審査が行われ、保険料の納付が免除されるものですが、配偶者、世帯主に一定の所得がある場合には、免除が認められない場合があります。

●手続きに必要なもの
・年金手帳等の基礎年金番号

の分かるもの

・認め印
・退職の確認できる公的機関の証明の写し(離職票、雇用保険受給資格者証)
・代理で申請する場合は代理の方の本人確認書類

●免除期間の取り扱い

・老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます。
・障害基礎年金・遺族基礎年金受給資格に算入されます。
・老齢基礎年金を受給する時には1/2の年金額が保証されます。

・保険料の免除を受けた期間には、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。

●免除期間の保険料を納める場合

免除された期間については、10年以内であれば保険料を納めること(追納)ができます。

追納することにより、免除された期間が納付済となり老齢基礎年金の年金額に算入されます。

また、免除が承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定率を乗じた金額が加算されます。

問合せ 春日部年金事務所
☎048・737・7112
市民課(総合窓口) 市民係(内線2663) / 各総合支所市民課(菖蒲:内線1221 / (栗橋:内線215) / (鷺宮:内線126)

わしのみやコスモスフェスタ実行委員募集

あなたの手でまつりを盛りあげませんか。10月に開催予定の「わしのみやコスモスフェスタ2016(仮称)」の企画や運営に興味がある方を募集しています。

応募資格 市内在住で、夜の会議に出席できる18歳以上の方

※高校生不可
募集人数 5人程度

会議開催の予定 月1回程度(5月～11月)

募集期限 4月28日(木)

申込方法・問合せ 応募用紙(鷺宮総合支所環境経済課で配布。市ホームページからも

ダウンロード可)に記入の上、直接または郵送・FAX・Eメールで、(〒340-002

95 所在地記入不要)鷺宮総合支所環境経済課/内線224 / FAX 58・8630 / Eメール washinomiya-kankyo@city.kukij.jp) <



18歳・19歳および20歳代の投票立会人募集

市選挙管理委員会では、18歳・19歳および20歳代の皆さんから投票立会人を募集します。

選挙を通して、皆さんの積極的な政治参加を期待しています。

夏には参議院議員通常選挙が予定されていますので、ぜひご登録ください。

詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

募集対象 18歳・19歳および20歳代で市内に3か月以上居住している方

報酬 日額1万700円

申込方法・問合せ 住所・氏名・生年月日・電話番号を明記の上、直接または電話・FAX・Eメールで、市選挙管理委員会事務局(内線224

7 / FAX 22・3319 / Eメール senkan@city.kukij.jp) <

農用地区域からの除外の申し出を受け付けます

農業振興地域の農用地区域内の農地は、原則として農地以外の目的に使用することができません。

このため、農用地区域内の農地に自己用住宅、農業用施設等の建築、市内に所在地のある事業所が資材置場、駐車場等を新設または拡張する場合は、農用地区域からの除外の申し出を行う必要があります。

なお、除外の申し出にあたっては、他の農用地に悪影響を及ぼさない土地を選定の上、申し出を行ってください。また、申し出後の土地の位置や形状、

面積等の変更はできませんので、ご注意ください。

受付期間 5月9日(月)～20日(金) 9時～11時/13時～16時

※土・日曜日を除く

その他 様式は農業振興課で配布。または市ホームページからもダウンロード可。

提出先・問合せ 農業振興課農業振興係(内線2863)

※受け付けは、市役所本庁舎のみで行います。各総合支所では受け付けしませんので、ご注意ください。

住宅用エネルギーシステム設置費用の一部を助成します

市では、太陽光発電システム等を今年度新たに設置する方に対し、設置費用の一部を助成します。

助成にあたっては、期限内の工事の完了・書類の提出等の制限があります。

詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

◆補助対象機器と補助金額

補助対象機器	補助金額
太陽光発電システム	6万円
太陽熱利用システム	4万円
エネファーム	5万円
エコキュート	3万円
エコウィル	4万円
エコジョーズ等	3万円
定置型リチウムイオン蓄電池	3万円
HEMS (ヘムス)	2万円

※申請額の総計が、予算額を超えた場合は抽選となります。

申請期間 4月15日(金)～12月22日(木)

問合せ 環境課環境企画係 (内線2824)

連載 久喜歴史だより(第54回)

中世を偲ぶ

菖蒲城跡



▲菖蒲城跡の碑

毎年6月に開催される「あやめ・ラベンダーのブルーフェスティバル」の会場の一つに菖蒲城跡あやめ園があります。その名のとおり、この場所にはかつて城があったといわれています。

江戸時代後半に書かれた『新編武蔵風土記稿』によると、康正2年(1456)に、古河公方足利成氏の家臣である金田則綱(後に佐々木と改姓)が城を築いたとあります。また、佐々木氏はその後、映画『のぼうの城』にも描かれた成田氏に仕えますが、天正18年(1590)に菖蒲城は落城し、以後廃城になったともあります。

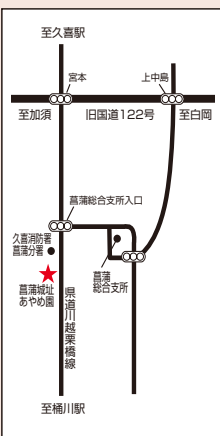
一説には城の完成が5月5日の端午の節供であったことから、菖蒲城と呼ばれる、この地域一帯も菖蒲と呼ぶようになったといわれています。

さて、以上が文献資料から読み取ることが出来る菖蒲城ですが、実際はどのような城だったのでしょうか。

平成8年(1996)に、県道川越栗橋線のバス停設置工事に伴い、菖蒲城跡あやめ園の脇で、埼玉県により発掘調査が行われました。その結果、この場所が縄文時代、平安時代、中世の複合遺跡であることが確認されました。

ここからは、縄文時代の土器片、平安時代の住居跡や、掘立柱建物跡、須恵器などが見つかっています。また、中世の堀状のものや土壘状のもの、染付や青磁などの中国産陶磁器、瀬戸や美濃といった国内産陶磁器、轡や弾丸などの金属製品、硯や石臼といった石製品など、多くのものが出土しています。しかし、残念ながら、菖蒲城の姿を明らかにするものを見つけることはできませんでした。

菖蒲城跡の碑の周りに咲き誇る花菖蒲をご覧になりながら、戦乱の世に思いを馳せてみてはいかがでしょうか。



問合せ 文化財保護課文化財・歴史資料係(菖蒲総合支所内/内線372)

募集します

①久喜市児童福祉審議会委員
内容 児童福祉に関する事項や子ども・子育て支援に関する事項の調査審議を行う

募集人数 5人

委員構成 公募による市民、学識経験者など(計16人)

委員の任期 2年(8月1日～平成30年7月31日)

会議開催予定 年2回程度

報酬 日額6000円

募集期限 5月2日(月) 消印有効

応募方法・問合せ 住所・氏名・生年月日・性別・電話番号・応募動機(400字程度)を明記の上、持参または郵送、FAX、Eメールで、子育て支援課子育て支援係(〒346-8501 所在地記入不要/内線3281/FAX22・319/Eメールkosodate@city.kuki.jp)へ

②久喜市児童館運営委員会委員
内容 児童館の行う業務の企画および運営に関して市長の諮問に応じるとともに、児童館の運営に協力する

募集人数 4人

委員構成 公募による市民、学識経験者など(計12人)

委員の任期 2年(8月1日～

平成30年7月31日)
会議開催予定 年2回程度

報酬 日額6000円

募集期限 4月30日(土) 消印有効

応募方法・問合せ 住所・氏名・生年月日・性別・電話番号・応募動機(400字程度)を明記の上、持参または郵送、FAX・Eメールで、児童センター(〒346-0014 久喜市吉羽1の40の14/☎21・8181/FAX24・1783/Eメールjidoecenter@city.kuki.jp)へ

③久喜市水道事業運営審議会委員
内容 水道事業の管理運営に関する重要事項の審議を行う

募集人数 5人

委員構成 公募による市民、学識経験者、水道使用者(計15人以内)

委員の任期 2年(7月23日～平成30年7月22日)

会議開催予定 年2回程度

報酬 日額6000円

募集期限 5月2日(月) 消印有効

④久喜市立図書館協議会委員
内容 図書館の運営や図書館の行う図書館奉仕活動について意見を述べる

募集人数 3人

委員構成 公募による市民、学識経験者など(計10人以内)

委員の任期 2年(8月17日～平成30年8月16日)

会議開催予定 年2・3回程度

報酬 日額6000円
募集期限 4月30日(土) 消印有効

0295 所在地記入不要
鷲宮総合支所内/内線252
/FAX58・1401/Eメール
suido-gyomu@city.kuki.jp)へ

⑤久喜市生涯学習推進部委員
内容 市民が参加できる体験型生涯学習や生涯学習の推進に必要な調査研究、研修などを行う

⑥久喜市生涯学習推進部委員
内容 市民が参加できる体験型生涯学習や生涯学習の推進に必要な調査研究、研修などを行う

応募資格 平成28年7月1日現在で、18歳以上の市内在住・在勤・在学者

募集人数 12人

委員の任期 委嘱日から2年

会議開催予定 月1・2回程度

報酬 月額2000円

募集期限 4月18日(月) 消印有効

応募方法・問合せ 応募申込書(生涯学習課または各教育分室で配布。またはホームページからダウンロード)に必要な事項(氏名・郵便番号・住所・生年月日・性別・電話番号・応募動機(400字程度)を明記の上、持参または郵送、FAX、Eメールで、生涯学習課生涯学習係(〒346-0192 所在地記入不要/葛蒲総合支所内/内線363/FAX85・1788/Eメールshogaigakushu@city.kuki.jp)へ

結果 応募者全員に通知します。

【①～④共通】
応募資格 18歳以上の市内在住・在勤・在学者
選考および結果 公募選考委員会です。結果は、応募者全員に通知します。

【①～⑤共通】
その他 既に五つ以上の審議会などの委員を兼任している方は応募できません。

市民参加推進員募集

市では、市民の皆さんによる市政への参加を推進するため、自ら積極的な市民参加に努めるとともに、多くの市民の方へ市民参加を働きかけていただく「市民参加推進員」を募集しています。

情報提供の内容 附属機関の委員募集、市民意見提出制度による意見募集、市民説明会・ワークショップ等の開催、アンケート協力の依頼など、市民参加に関する情報
登録資格 13歳以上の市内在住・在勤・在学者
情報提供の方法 原則月1回程度、登

録されたEメールアドレスに情報をまとめて送信（アドレスをお持ちでない方には、郵送またはFAXで送付）

登録方法・問合せ 市民参加推進員登録事項届出書（自治振興課および市民参加コーナーで配布。市ホームページからもダウンロード可）に必要事項を明記の上、持参または郵送・FAX・Eメールで、自治振興課自治振興係（〒346-8501所在地記入不要）
 /内線2623 / FAX 22・3319 / Eメール jichishinko@city.kuki.lg.jp）へ
 ※登録は随時受け付けています。

介護支援専門員募集

勤務内容 ケアプラン作成等の介護予防ケアマネジメント業務のほか、制度に関する情報提供や関係機関への紹介等
応募資格 介護支援専門員の資格と普通自動車免許を有し、すぐに実務に従事できる方
募集人数 1人
勤務日 月～金曜日（週4日）9時～17時15分

勤務地 久喜中央地域包括支援センター（介護福祉課内）
報酬 月額1万円
採用時期 6月
募集期限 4月22日（金）必着
応募方法・問合せ 履歴書（写真貼付）を持参または郵送で、介護福祉課地域包括支援係（〒346-8501所在地記入不要 / 内線3273）へ

公共下水道供用開始のお知らせ

平成27年度に整備工事を進めていた野久喜、古久喜、菖蒲町菖蒲、栗橋北1丁目、南栗橋3丁目、西大輪4丁目、西大輪5丁目、の各一部区域につ

いて、3月31日（木）から公共下水道が使用できるようになりました。
問合せ 下水道業務課管理・計画係（鷲宮総合支所内 / 内線272）

タウン情報

となりまちへ 行こう

蓮田市

第8回ふるさと水辺ウォーク

日時 5月8日（日）受け付け8時30分
 /開会式9時
 場所 蓮田市役所市民広場スタート・ゴール

内容 約9・7・3kmコース
 ※ゴール後に焼きそば・豚汁サービスあり。参加者全員によるお楽しみ抽選会も行います。
 費用 200円
問合せ 蓮田市コミュニティづくり推進協議会事務局 ☎048・768・3111

幸手市

第16回幸手あじさいまつり

期間 6月上旬～7月上旬（予定）
 場所 県営権現堂公園幸手桜堤
 内容 100種1万6000株以上の色とりどりのあじさいが咲き誇ります。
 ※駐車場 400台（無料）
問合せ 権現堂公園管理事務所 ☎44・0873

白岡市

オープンガーデン白岡

日程 4月23日（土）・24日（日）、5月21日（土）・22日（日）・29日（日）

内容 花や緑で彩られた個人の庭園を一般開放します。

※見学にあたっては、必ずガイドマップ（観光協会、市役所等で4月から配布）をご覧ください。

問合せ 白岡市観光協会 ☎92・8151

宮代町

企画展「身のまわりの生活史10器いろいろ」

日程 5月8日（日）まで
 ※開館時間は9時30分～16時30分
 ※月曜日休館（祝日を除く）
 場所 宮代町郷土資料館
 内容 「器」をテーマに、材質や目的などの切り口からさまざまな資料の紹介をします。
問合せ 宮代町郷土資料館 ☎34・8882

杉戸町

杉戸宿めぐり

日程 4月6日（水）・17日（日）集合9時15分 / 9時30分～12時
 ※5・6月も開催予定
 場所 中央公民館（杉戸町杉戸3の9の5）
 内容 「杉戸宿」案内人が、杉戸宿の魅力を説明します。
 対象・定員 中学生以上25人
 費用 200円（保険料、記念品代等）
申込み・問合せ 杉戸町観光協会 ☎32・3719

児童・生徒の安全対策を 実施しています

市では、児童生徒の安全を確保するため、さまざまな取り組みを実施しています。地域の皆さんにも引き続き温かく見守っていただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ 学務課学事係（菖蒲総合支所内／内線333）

【主な取り組み内容】

◆通学路の安全確保に関すること

・通学路巡回パトロール

平日の学校課業日の14時30分～15時30分までの1時間、市職員による市内全域の通学路巡回パトロールを実施しています。

・交通指導員による立哨指導

学校課業日の7時～8時30分までのうちの1時間、通学路の主要な交差点で、交通指導員による立哨指導を実施しています。

◆不審者対策に関すること

・小学校安全監視員の継続配置

学校課業日において、不審者の侵入を防ぐため、市内全ての小学校に小学校安全監視員を配置しています。

・防犯カメラの設置

市内全ての小・中学校に児童生徒の昇降口や玄関等に防犯カメラを設置し、24時間体制で見守ります。（平成28年4月から稼働）

・防災行政無線による児童生徒への帰宅呼び掛け

平日の学校課業日において、防災行

政無線を利用し、児童生徒への帰宅の呼び掛け放送を実施しています。放送時刻は定時チャイムの直後です。

・防犯情報の提供（不審者や危険動物等）

市内で不審者や危険動物等の事案が発生した場合、市ホームページに情報を掲載しています。また、メール配信サービス（安全・安心情報）や市公式ツイッター・フェイスブック・ラインからも情報を提供しています。

◆交通安全教育に関すること

・交通安全教室

市内小・中学校で、警察や交通指導員等を講師として、交通安全教室を実施しています。交通ルールや自転車講習等、学年に合わせた交通安全教育を実施しています。



久喜市中学生サミット（連載第2回）

第3回「久喜市中学生サミット」を開催しました

今回は久喜南中学校と久喜東中学校の取組と感想を掲載します。

問合せ 指導課指導係（菖蒲総合支所内／内線345）

久喜南中学校

久喜南中学校では、本校で起きているいじめ問題に対し、久喜市中学生サミットでの共



▲生徒総会

同宣言をもとに自校のいじめゼロ宣言文の作成・揭示をして、意識を高めています。

また、お互いが生活しやすくなるような気持ちを育てる取組として、環境ボランティア活動や朝のあいさつ運動も継続して



▲環境ボランティア

います。それらを通して、いじめゼロを現実的なものにしていきたいと思っています。

久喜東中学校

久喜東中学校では、第二回の共同宣言を受け、学校生活を明るく安心して過ごせるよう、



▲あいさつ運動

あいさつ運動やボランティア活動の強化、いじめゼロ宣言の実施を行ってきました。これらを継続し、さらに新しい取組に挑戦していきたいと思っています。

また、本校創立四十周年の記念集会では、本校の



▲記念集会

いじめゼロの取組発表や生徒会長による共同宣言の宣誓を行い、全校生徒へ周知しました。

★わがやのアイドル★



のほらひなた
野原陽向くん(4歳)(右)
翼ちゃん(2歳)(左)
(本町2)
似てる?似てない?



ほんまゆいか
本間結香ちゃん(7か月)
(久喜東2)
いつも笑顔をありがとう

愛の泉

～善意をありがとうございます～

- ★久喜市のために
川口信用金庫さん 金300,000円
- ★保健福祉のために
IDREES MUHAMMADさん 金30,000円
- ★久喜地区小・中学校のために
久喜地区更生保護女性会久喜支部さん、久喜地区保護司会さんから優良図書(愛の図書) 96冊

いきいきサークル 35 ミハニーズ



私たちの団体は、3歳から小学6年生までを対象としたヒップホップダンスサークルです。

年2回、イベントや発表会などでダンスを披露しています。私たちと一緒に楽しく練習して、さまざまな発表会で、ダンスを披露してみませんか。新しいメンバーを随時募集しています。興味のある方はぜひご連絡ください。

活動日時 土曜日 ①キッズ(3歳～小学1年生) 14時～15時 / ②ジュニア(小学2年生～小学6年生) 15時10分～16時10分

活動場所 しょうぶ会館
問合せ 酒井 ☎080-3709-3820

くき市民特派員レポート

栗橋八福神巡り

担当: 蓮見記者

1月17日(日)、久喜市歩こう会主催で、栗橋八福神巡りが行われました。

七福神の間違いですか? いえいえ、栗橋には主な寺が8つあり、8は7より末広がり縁起が良いということで、吉祥天を加えて八福神としたとのことでした。

弁財天(迎盛院)、布袋尊(定福院)、吉祥天(寶聚寺)、大黒天(常薫寺)、毘沙門天(顯正寺)、寿老人(浄信寺)、恵比須(深廣寺)、福祿寿(福寿院)とおおよそ10kmを、休憩時間を含めて5時間弱かけて巡りました。朝は穏やかな天気、125人の方が参加されました。



久喜市歩こう会は健康維持と相互のコミュニケーションをテーマに毎月開催し、今年20年目を迎えたそうです。

久喜市市民大学体験発表会

担当: 水野谷記者

～一人一人の体験談をシェアする

ことで生まれる「気づき」「希望」そして未来へ～

1月23日(土)、中央公民館で、久喜市市民大学体験発表会が行われました。田中市長や柿沼教育長をはじめ、生涯学習に関わるたくさんの皆さんが出席され、会場は少し緊張した雰囲気になっていました。

発表者は5人。①生活道路改善のあゆみ ②ボランティアのあゆみ ③今日を楽しく ④60歳からの人生そして、私も⑤ありえない!? 次々奇跡が起きちゃった!! と題し、中学校バスケット部で起きた奇跡の物語を発表させていただきました。今回の体験発表を通して、新たな気づきがあり、問題解決のヒントや希望を得ることができました。



それぞれの体験が「誰か」や「何か」につながり、ますます久喜市が「安心・安全」で、「楽しく、元気なまち」になっていく、そんな気配を感じました。

しょうぶまち 笑舞街ひなまつり



2月19日(金)から3月4日(金)まで、労働会館(あやめ会館)で、久喜市商工会女性部菖蒲支部が主催する「笑舞街ひなまつり」が行われました。

2月21日(日)・27日(土)には、特産品の販売などが行われたほか、この期間中はひな人形や七段飾り、つるし雛などの展示が行われました。来場者は、一つ一つ手作りで作ったつるし雛をじっくりと見物したり、写真を撮ったりしていました。

また、モラージュ菖蒲では、長さ8mの巨大つるし雛や近隣幼稚園の園児が作成したおりがみつるし雛の展示が行われました。

写真ニュース

防災講演会



▲栗橋ハイツ自主防災会代表の中野靖則さんによる事例発表の様子

2月14日(日)、久喜総合文化会館で、「防災講演会」が行われました。

当日は、横森源治さん(国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所長)による「平成27年9月関東・東北豪雨を受けた『避難活動を促す緊急行動』について」の講演と、栗橋ハイツ自主防災会代表の中野靖則さんから自主防災組織活動事例発表が行われました。

来場者は、利根川の堤防が決壊した場合の久喜市浸水想定区域・浸水到着時間や、栗橋ハイツ自主防災組織が行っている独自の防災対策(防災マニュアルの整備)などの話を真剣に聞いていました。

郷土資料館パネル展 「地面の下をのぞいてみよう」



1月23日(土)から3月6日(日)まで、郷土資料館で、パネル展「地面の下をのぞいてみよう～埼玉の地下に潜む自然誌～」が行われました。

来場者は、地面の下で活動していて、普段なかなか見ることができない動物や昆虫、埼玉県の花の下の様子などを、興味深そうに見ていました。

中学生が市長を表敬訪問



2月9日(火)、全国中学校アイスホッケー大会に出場した久喜南中学校3年の野口唯斗さんが、田中市長を表敬訪問しました。

野口さんは、埼玉県選抜チームの一員として、全国大会に出場し、1回戦で惜しくも敗退となりましたが、本人は「高校生になってもアイスホッケーを続けたい。この経験を生かしてがんばりたい」と今後の抱負を語っていました。

お知らせ

久喜市役所 ☎22-1111
 菖蒲総合支所 ☎85-1111
 栗橋総合支所 ☎53-1111
 鷺宮総合支所 ☎58-1111



お知らせ

住宅用省エネ設備の導入支援を行います

県では、住宅にHEMS(ヘムス)を設置し、併せて、エネファーム、太陽熱、地中熱、蓄電池、電気自動車充電設備(V2H)のいずれか一つ以上を設置すると、HEMSについて2万円を、他の設備について新築の場合3万円を、既築の場合6万円を補助します。

※HEMS(ヘムス)・・・住宅の太陽光発電や蓄電池、家電などをネットワーク化し、エネルギー使用量を管理できる設備

問合せ 県温暖化対策課エコエネルギー推進担当 ☎048・830・3042/メール(a3030-02@pref.saitama.lg.jp)



募集

河川愛護モニター

活動内容 日常生活の範囲内で知り得た河川の情報を河川管理者に連絡すること
 期間 7月1日～平成30年6月30日(2年間)
 対象河川 利根川

応募資格 利根川付近に住む満20歳以上の方
 手当 支給(予定)

応募締切 5月6日(金)
 申込み・問合せ 国土交通省利根川上流河川事務所大利根出張所 ☎72・8360

久喜市ファミリー・サポート・センター会員

ファミリー・サポート・センターは、子育ての手助けをしてほしい方とお手伝いしたい方が会員となり、有償で援助活動を行う事業です。入会説明会を定期的に開催していますので、興味のある方はお気軽にご参加ください。

◆入会説明会

日時 4月27日(水) 10時～12時
 場所 ファミリー・サポート・センター 鷺宮多目的室
 申込期限 開催日の9時
 申込み・問合せ 同センター 鷺宮 ☎59・6600



催し・講座

保護者のための「わが子」の自立支援セミナー

日時 4月30日(土) 13時30分～16時30分
 場所 中央公民館会議室5
 対象 子どもの将来に不安を抱える保護者

定員 20人(申込順)
 費用 無料
 申込開始 4月11日(月)
 申込み・問合せ 若者自立支援センター埼玉 ☎048・255・8680

ヨガ体験教室・木曜日コース

日時 4月21日(木) 受け付け9時30分/10時(1時間30分程度)
 場所 地域交流センター(青葉団地郵便局前)
 講師 古川美由紀さん(公認インストラクター)
 対象 20歳以上で、今後行われる当教室に参加できる方
 定員 10人(申込順)
 費用 無料
 持物 運動のできる服装、飲み物、タオル、ヨガマットまたはバスタオル

申込期間 4月11日(月)～20日(水)
 申込方法・問合せ 電話またはEメールで、住所・氏名・



3B体操体験講習会

連絡先を明記の上、NPO法人スポーツコミュニケーション久喜東 松本(☎53・5539/☎090・6516・7353 火～金曜日の10時～16時/Eメール tdbss943@yhbne.jp)へ
 ※体験教室開催後の継続教室は、平成28年度スポーツ振興くじ(予定)の助成を受けて行います。

3B体操体験講習会

日程・場所 ①4月18日・25日 各月曜日 10時～11時30分 花みずき会館/②4月19日・26日 各火曜日 10時～11時30分 青葉公民館/③4月19日・26日 各火曜日 13時15分～14時45分 鷺宮西コミュニティセンター(おとしり)/④4月15日・22日 各金曜日 10時～11時 総合第1体育館武道場
 内容 ①③用具を使って運動やストレッチ ④親子でのふれあい遊び
 対象 ①③どなたでも ④未就園児とその保護者
 定員 ①③各20人 ④20組(当日会場先着順)
 費用 無料
 持物 上履き、運動のできる服装、飲み物、バスタオル

問合せ 久喜3B体操連盟 栗原 ☎&FAX 24・2780

初めて踊る方のための 社交ダンス講習会

日程 5月8日・15日・22日・
29日 13時～15時／6月5日・
12日・19日・26日 15時～17
時 全8回 各日曜日
場所 総合第1体育館多目的
ホール

講師 久喜市社交ダンス連合
会指導担当グループ

対象 20歳以上

定員 50人(申込順)

費用 1000円

持物 運動のできる服装(タ
イトスカートは不可)、室内用
ダンスシューズまたは運動靴

※女性はヒールカパーを着用

申込期間 4月10日(日)～30日(土)

申込方法・問合せ 電話で、
久喜市社交ダンス連合会 植
原(☎23・3239)へ

野草観察ふれあい ウォーク「菖蒲」

神明神社や天王山塚古墳を
巡り、ノウルシやホウチャク
ソウ、ムラサキケマンのこの
地独特の野草の観察を行いま
す。

日時 4月30日(土) 9時30分
森下公民館集合～11時30分

※小雨決行

場所 神明神社、天王山塚古墳

講師 長須房次郎さん(野草
研究家)

費用 2000円(保険料・資
料代含む)
持物 飲み物、雨具、筆記用
具、運動靴、帽子、レジャー
シート、カメラ、ルーペ(お
持ちの方)等
主催 NPO法人久喜の自然
を愛する会

申込期限 4月24日(日)
申込方法・問合せ 電話また
はFAXで、氏名・住所・電
話番号を明記の上、同会 齋
藤(☎&FAX23・0899)へ

春のジュニアソフト テニス体験教室

日時 4月14日(木) 受け付け
16時30分～17時(1時間30分
程度)

※雨天時は受け付けのみ

※予備日4月21日(木)

場所 久喜青葉公園テニス場

講師 庄司充子さん(日本体
育協会公認ソフトテニス指導
員)ほか

対象 小学3～6年生

定員 10人(申込順)

費用 無料

持物 運動のできる服装、運
動靴(できればテニスシュー
ズ)、飲み物、タオル

※ラケット、ボール等は用意
します。

申込期間 4月11日(月)～13日(水)

申込方法・問合せ 電話また
はEメールで、住所・氏名・

学年・連絡先を明記の上、N
PO法人スポーツコミュニティ
久喜東 松本(☎53・553
9／☎090・6516・7
353 火～金曜日の10時～
16時/Eメールtrbss943@yhb.
ne.jp)へ

※体験教室開催後の継続教室
は、平成28年度スポーツ振
興くじ(予定)の助成を受
けて行います。

申込期間 4月15日・22日、6月
5日・12日・19日 各日曜日
全5回 8時30分～9時30分

場所 江面第一小学校体育館

内容 剣道の基本および中学
校武道(剣道)必修応援

対象 小学生以上

定員 30人(申込順)

費用 無料

持物 運動のできる服装

剣道初心者教室

申し込み・問合せ 久喜市剣道
連盟江面剣道クラブ 上野(☎
090・9964・1491
※詳しくは、ホームページ
(<http://eduraken.at.webry.info>)をご覧ください。

日程 5月14日・21日・28日、
6月4日・11日 各土曜日
全5回 17時～18時30分

場所 栗橋いきいき活動セン
ターしずか館

対象 小学生以上(親子同伴
参加も可)

定員 30人(申込順)

費用 無料(傷害保険料あり)

持物 運動のできる服装

申込期間 4月10日(日)～20日(水)

申込方法・問合せ 電話また
はEメールで、久喜市剣道連
盟栗橋雄武館 吉田(☎08
0・5005・0348/E
メールmasami.yoshida@kri.b
globene.jp)へ

剣道教室

日程 4月24日(日)～6月5日
(日)の各土・日曜日 全10回
土曜日 16時～18時/日曜日
8時30分～10時30分

場所 栗橋北彩高等学校柔道場

内容 柔道の受身等指導

講師 栗橋柔道クラブ指導者
(全柔連公認指導者)

対象 小・中学生

費用 1500円(保険料・
通信費)

持物 運動のできる服装

申込期間 4月9日・16日・
23日 各土曜日 16時～18時
/4月3日・10日・17日 各
日曜日 8時30分～10時30分

申込方法 直接、同柔道場へ
問合せ 栗橋柔道クラブ 吉
田(☎090・4756・2
400

第26回柔道教室

日程 4月24日(日)～6月5日
(日)の各土・日曜日 全10回
土曜日 16時～18時/日曜日
8時30分～10時30分

場所 栗橋北彩高等学校柔道場

内容 柔道の受身等指導

講師 栗橋柔道クラブ指導者
(全柔連公認指導者)

対象 小・中学生

費用 1500円(保険料・
通信費)

持物 運動のできる服装

申込期間 4月9日・16日・
23日 各土曜日 16時～18時
/4月3日・10日・17日 各
日曜日 8時30分～10時30分

申込方法 直接、同柔道場へ
問合せ 栗橋柔道クラブ 吉
田(☎090・4756・2
400



公共施設の催し

いきいき温泉久喜

☎22・7933

◆健康体操

日時 4月19日(火) 13時～14時

内容 「サプナ21健康体操久喜」による健康体操

◆健康相談

日時 4月20日(水) 13時30分～15時

内容 保健師による血圧測定・尿検査、健康相談

◆パドル健康体操

日時 4月27日(水) 10時～11時

内容 パドルという道具を使った健康体操

講師 小林靖子こばやしやすこさん

※各催しは、60歳以上の方が参加できます。

鷺宮児童館

☎58・7054

◆①幼児クラブ

日程 5月23日(月)、6月21日(火)、7月5日(火)、9月7日(水)、10月11日(火) 全5回 各10時30分～11時15分

内容 リズム遊びや運動遊び、製作等

対象 平成25年4月2日～平成27年4月1日生まれの幼児とその保護者

定員 15組(申込順)

定員 15組(申込順)

◆②チャレンジランド

日時 5月8日(日) 14時～15時

内容 春の折り紙

対象 小学生

定員 15人(申込順)

【①・②共通】

申込期間 4月13日(水)～20日(水) 9時～18時

※休館日を除く

申込方法 直接または電話で、鷺宮児童館へ

市立図書館

◆子ども読書チャレンジ

こども読書通帳

この「読書通帳」は、自分の読書記録を作成し、読書の記録を貯めることでさらに読書意欲を高め、楽しみながら読書活動に取り組むことを目的としています。

この通帳に、たくさんの方の知識や感動を貯めて、心を豊かにしてください。満期(60冊)になった通帳は、一生の宝物となることですよ。満期になった通帳をお持ちの方は、図書館にておめでとうシールをお贈りします。また、希望者には、新しい通帳をお渡しします。

対象 幼児～高校生(図書館利用券登録者)

申込方法 各図書館(中央・葛蒲・栗橋・鷺宮)で申請書に必要事項を記入の上、提出

必要事項を記入の上、提出

中央図書館

☎21・0114

◆名作映画会

日時 4月16日(土) 13時

場所 2階視聴覚室

内容 「若者のすべて」(1960年イタリァ・ドロンほか) 作品 アラン・ドロンほか) 177分

定員 50人(当日会場先着順)

費用 無料

◆子ども読書の日記念事業

青空おはなし会(公園で紙芝居を楽しもう)

日時 4月23日(土) 10時30分

乳幼児向け/11時15分 幼稚園年中から小学校低学年の児童向け

※対象年齢外のきょうだいも一緒に参加できます。

場所 吉羽公園

※雨天の場合、中央図書館2階会議室で行います。

申込み 不要(直接会場へお越しください)

葛蒲図書館

☎87・1388

◆子ども読書の日記念事業

おはなしと折り紙の会

日時 4月29日(祝) 11時～11時30分

内容 おはなしと折り紙を楽しもう

対象 幼児・児童(小学生未満の子どもは保護者同伴)

費用 無料

栗橋文化会館図書室

☎52・2000

◆子ども読書の日記念事業

工作教室

日時 5月8日(日) 11時

場所 展示室

内容 簡単な動くおもちゃを作って遊ぶ

対象 幼児から小学校低学年までとその保護者

※一人で参加も可

定員 10組20人程度(当日会場先着順)

鷺宮図書館

☎58・1002

◆木曜映画会(時代劇)

日時 4月21日(木) (前編) 10時30分/後編) 14時

場所 視聴覚ホール

内容 「秘太刀馬の骨」(2005年 出演・内野聖陽ほか)

定員 30人(当日会場先着順)

費用 無料

◆子ども読書の日記念事業

子ども映画会

日時 4月23日(土) 10時30分

場所 視聴覚ホール

内容 「世界名作アニメ ピーターパン」

定員 30人(当日会場先着順)

費用 無料



公民館

―青葉公民館―

◆初級ハイキング

日時 5月12日(木) 8時30分～17時

※悪天候により中止になる場合あり

場所 青葉公民館または久喜駅東口集合→高尾山ハイキングコース(東京都八王子市)

※市バスを利用

内容 野山を歩き自然に親しむ

対象 市内在住・在勤者

定員 30人(超えた場合抽選)

費用 1100円

申込期限 4月22日(金) 必着

申込方法・問合せ 直接または

は官製はがき・Eメール(どちらの申し込みも2人まで)

に事業名・氏名・電話番号・

集合場所を明記の上、(〒3

46-0016 久喜市久喜

東1の27の20/東公民館 ☎

21・8030/Eメール kuki-

higashi-kominkan@city.kuki-

lg.jp)へ

―栗橋公民館―

☎52・0061

◆初めてのスマートフォン

シニア向け安心・安全教室

日時 5月27日(金) 午前10

時～12時/午後 14時～16時

場所 栗橋公民館

内容 スマートフォンを活用

できるよう簡単な操作や機能

について楽しく学ぶ

講師 携帯電話事業者

対象 市内在住・在勤者

定員 各20人(超えた場合抽

選)

※結果は全員に通知します。

費用 無料

持物 筆記用具

※スマートフォン(アンドロ

イドOS)は用意します。

申込期限 5月8日(日) 必着

申込方法 官製はがきまたは

Eメールで、教室名・住所・

氏名・電話番号・希望時間帯

(午前・午後)を明記の上、

栗橋公民館(〒349-11

02 久喜市栗橋中央2の7

の1/Eメール kurihashi-ko-

rinkan@city.kukilg.jp)へ

―鷺宮公民館―

☎58・8144

◆親子チャレンジ教室

日程 ①5月8日 9時30分～

13時 ②5月22日 9時30分～

12時 各日曜日

場所 実習室ほか

内容 ①料理作り(豆乳入り

スパゲティ・デザートほか)

②ニュースポーツ(埼玉ボー

ルほか)

対象 市内在住の小学4～6

年生とその保護者

定員 12組(申込順)

費用 親子で1000円(材

料費等)

申込開始 4月10日(日) 9時

申込方法 費用を添えて、直

接、鷺宮公民館へ

※電話での仮申し込みも可

◆かがやき学級

日程 ①5月20日 ②5月27

日 ③6月3日 各金曜日

時間 ①・③10時～11時30分

②8時30分～16時30分

場所 大ホール、会議室1

内容 ①交通安全講座 ②館

外研修「富岡製糸場」 ③健

康体操

※内容は変更になる場合あり

講師 ①県政出前講座 ③天

川和美さん

対象 60歳以上の市内在住者

定員 20人(超えた場合抽選)

費用 3000円(館外研修

時昼食・写真代等含む)

申込期限 4月26日(火) 必着

申込方法 官製はがき(一葉

に2人まで)またはEメール

(申し込みは2人まで)に「か

がやき学級」・住所・氏名・

電話番号・年齢を明記の上、

鷺宮公民館(〒340-002

17 久喜市鷺宮6の1の4/

Eメール washinomiya-komi-

nkan@city.kukilg.jp)へ

※電話での申し込みは不可

―公民館市民企画事業募集―

市民が自主的に組織し、運

営している団体の自発的な学

習活動の振興を図るため、市

民企画事業を募集します。

内容 環境、福祉、社会貢献・

社会参加、国際化、情報化、

人権等の分野で、市民を対象

として企画された講座や講演会

※団体の会員・関係者のみを

対象とした事業、日常の学

習活動は除く

実施期間 8月1日(月)～平成

29年3月15日(水)

応募資格 ①構成員の過半数

が市内在住・在勤者の団体で

あること ②営利または特定

の政党・政治団体に関する活

動もしくは宗教活動を目的と

する団体でないこと

※2年連続して実施した団体

は、その翌年の応募は不可

採否の決定 結果は、応募団

体に通知します。学習事業に

かかる講師謝礼金の全部また

は一部を公民館が負担します。

留意事項 ①事業は、自ら企

画・運営・実施すること ②

事業の実施に当たっては、広

報活動を行うこと ③事業は、

公民館を利用すること(実施

日時・利用する公民館は、公

民館と協議) ④講師謝礼金

の額は、あらかじめ公民館と

協議すること ⑤その他市民

企画事業に関することは、団

体の自主運営で行うこと

応募期限 4月30日(土)

応募方法・問合せ 申込書(各

公民館で配布)に必要事項を

記入の上、中央公民館(☎21・

1550)へ

内 容	日時・日程	場 所	申込み・問合せ
人権相談・女性相談	4月11日(月) 13時15分～16時15分	久喜総合文化会館 会議室	人権推進課人権推進係 (内線2321)
	4月25日(月) 9時30分～11時30分	鷺宮総合支所 4階 会議室	鷺宮総合支所総務管理課 ☎58-1111 (内線318)
	5月18日(水) 10時～15時	農業者トレーニングセンター 後継者対策室、和室	菖蒲総合支所総務管理課 ☎85-1111 (内線215)
	5月19日(木) 13時30分～15時30分	栗橋総合支所 2階 第4会議室	栗橋総合支所総務管理課 ☎53-1111 (内線322)
女性の悩み (カウンセリング) 相談 【要予約】	4月15日(金) 13時～17時	市役所 4階 相談室 3	人権推進課男女共同参画係 (内線2322)
	5月6日(金) 13時～17時	市役所 4階 相談室 3	
法律相談 【要予約】 1か月前から (1か月前が土・日曜 日、祝日にあたる場合は 翌日の平日から)	5月9日(月) 13時30分～16時30分	市役所 1階 相談室 1・2	生活安全課 市民生活・青少年係 (内線2633)
	5月10日(火) 13時30分～16時30分	鷺宮総合支所 4階 406会議室	
	5月20日(金) 13時30分～16時30分	市役所 1階 相談室 1・2 栗橋総合支所 2階 第1・2会議室	
	6月2日(木) 13時30分～16時30分	市役所 1階 相談室 1・2 菖蒲総合支所 4階 第3集会室	
行政相談 (国などの行政サービス への意見・要望に関する こと)	4月19日(火) 9時30分～12時	栗橋総合支所 2階 第1・2会議室 鷺宮総合支所 4階 405会議室	生活安全課 市民生活・青少年係 (内線2633)
	4月19日(火) 13時30分～16時	市役所 4階 第6会議室 菖蒲総合支所 4階 第2集会室	
消費生活相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 10時～12時/13時～16時	市役所 3階 消費生活センター ※来室の際は、必ずお問い合わせ ください。 ※「消費生活相談室」は4月1日 より「消費生活センター」に名 称を変更しました。	消費生活センター ☎22-3925 ※相談時間外のお問い合わせは、 生活安全課市民生活・青少年係 (内線2633)
年金相談 【要予約】	4月20日(水) 9時～12時/13時～15時	公文書館 2階 第1会議室	市民課(総合窓口) 市民係 (内線2663)
生活困窮者自立支援相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分	久喜市社会福祉協議会 (ふれあいセンター久喜内) ※緊急の場合を除き、来所の際 はお問い合わせください。	久喜市社会福祉協議会 ☎23-2526
住宅耐震相談 (木造2階建て以下に限る)	毎週月～金曜日(祝日を除く) 9時～12時/13時～17時	市役所第二庁舎 1階 建築審査課	建築審査課企画指導係 ☎22-1111 (内線4695)
内職相談(あつせん)	毎週火・金曜日(祝日を除く) 10時～12時/13時～16時	市役所 1階 相談室 1・2	商工観光課商工労働係 (内線2881)
家庭児童相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	市役所 1階子育て支援課 ※電話相談可	子育て支援課子育て支援係 (内線3283)
子育て相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時30分	地域子育て支援センター ぽかぽか/くぶる/すまいる ※電話相談可	地域子育て支援センター ぽかぽか ☎21-8596 くぶる ☎55-1147 すまいる ☎59-7510
児童相談	毎週月～金曜日(祝日・休館日を除く) 9時～16時	児童センター/鷺宮児童館 ※電話相談可	児童センター ☎21-8181 鷺宮児童館 ☎58-7054
育児相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	各市立保育園(さくら☎21-0787/すみれ☎21-0120/ひまわり☎22-8246) ※電話相談可(あおほ☎22-2566/中央☎23-6030/中央分園☎21-7870)	

交通事故発生状況 2月 ※()内は平成28年の累計				
人 身 事 故				物損事故
件数	死者数	重傷者数	軽傷者数	件数
66 (118)	1 (1)	8 (14)	74 (146)	232 (494)

火災・救急統計速報 2月 ※()内は平成28年の累計			
建 物	2 (2)	急 病	398 (776)
車両・船舶	0 (1)	交 通	52 (107)
その他	1 (3)	その他	147 (320)
火災件数	3 (6)	救急件数	597 (1,203)

※上記は速報数値のため後日変更になる場合があります。

高齢者肺炎球菌【任意】接種費用の一部助成を継続します

市では、4月1日以降も高齢者肺炎球菌ワクチンの任意接種費用の一部助成を継続します。

高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種は、高齢者の肺炎の原因となる病原体の中で、最も頻度の高い「肺炎球菌」による肺炎を予防します。法律で定められた定期の予防接種ではなく、任意の予防接種です。ワクチンの効果や副反応について医師と相談の上、接種してください。

対象者 定期接種に該当しない方で、次の①②を満たす方

①久喜市に住民登録があり、接種日に満65歳以上の方

②初めて肺炎球菌ワクチンを接種する方、または過去に接種してから5年以上経過している方

※平成28年度の定期接種の対象にあたる方には、別途個別通知をします。(4月上旬)

接種方法 お住まいの地区の保健センターへ電話または窓口にてお申し込みください。予診票の交付を受けてから市内の実施医療機関に直接予約の上、接種してください。

※申し込みされた方には市内実施医療機関一覧表をお渡しします。(市ホームページでもご覧になれます)

助成内容・費用負担 接種費用8,000円のうち、市が3,000円を助成しますので、自己負担金5,000円を医療機関でお支払いください。

※生活保護世帯の方、中国残留邦人等の支援給付を受けている方は全額を助成。(証明となるものを医療機関の窓口にて提示してください)

※受診時に発熱等の体調不良により、接種ができなかった場合、診察料をご負担いただくことがあります。

持物 予診票、自己負担金(5,000円)、健康保険証など

問合せ 各保健センター(中央・☎21-5354/菖蒲・☎85-7021/栗橋・☎52-5577/鷲宮・☎58-8521)

久喜市不妊治療費助成事業を開始します

市では、不妊に悩むご夫婦を経済的に支援する助成事業を、4月1日から開始します。

助成の対象者 平成28年4月1日以降に治療を行った方で、次の①～③を満たす方

①夫婦の一方または双方が久喜市に居住し、住民登録がある方

②市税に滞納がない方

③埼玉県不妊治療費助成事業の支給決定を受けている方

※埼玉県不妊費助成事業については、県のホームページ「埼玉県不妊治療費助成事業のご案内」等をご覧ください。幸手保健所(☎42-1101)までご確認ください。

助成の対象となる治療 ●特定不妊治療(体外受精、顕微授精治療) ●男性不妊治療

助成限度額 10万円

※特定不妊治療および男性不妊治療に要した費用から、埼玉県不妊治療費助成金を控除した額のうち、夫婦1組につき、1年度当たり、各10万円を限度とした額を通算して5年度まで助成します。

申請手続きの手順

①住所を担当区域とする保健所(幸手保健所)で、埼玉県不妊治療費助成金の申請をしてください。

②次の(1)～(4)を各地区の保健センターに提出してください。後日、指定口座に助成金額を振り込みます。

(1)「不妊治療費(特定・男性)助成金交付申請書」

(2)「不妊治療費(特定・男性)助成金交付請求書」

※申請書・請求書は、各地区の保健センターで配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

※請求書には、振込先の金融機関と口座の記入が必要です。振込先の分かるものと印鑑をご用意ください。

(3)埼玉県不妊治療費助成事業の支給決定を受けていることが分かる書類

(4)治療費の領収書(原本が提出できない場合には、領収書の写し)

詳しくは、市ホームページをご覧ください。各地区の保健センターまでお問い合わせください。

問合せ 各保健センター(中央・☎21-5354/菖蒲・☎85-7021/栗橋・☎52-5577/鷲宮・☎58-8521)

久喜・白岡休日夜間急患診療所 ☎&☎ 21-9090

診療科目 内科・小児科

所在地 本町5-10-47(中央保健センター併設)

受付時間

○18時30分～21時30分…4月3日(日)・10日(日)・17日(日)・24日(日)、5月1日(日)・8日(日)

○13時30分～16時30分、18時30分～21時30分
4月29日(祝)、5月3日(祝)、4日(祝)、5日(祝)

診療時間 受付開始30分後から終了30分後まで
※問い合わせは診療時間内をお願いします。

●大人を対象とする救急電話相談 #7000 ☎048-824-4199

受付時間 毎日…18時30分～22時30分

●小児救急電話相談 #8000 ☎048-833-7911

受付時間 月～土曜日…19時～翌朝7時/日曜日、祝日…7時～翌朝7時

●埼玉県救急医療情報センター

(医療機関案内) ☎048-824-4199 (24時間対応)

歯科・精神科案内と医療相談は除く

●埼玉県精神科救急情報センター

(緊急的な精神科医療相談・医療機関案内) ☎048-723-8699

受付時間 月～金曜日…17時～翌朝8時30分

土・日曜日、祝日…8時30分～翌朝8時30分

各保健センターで行う事業は、原則としてその地区の住民の方の参加・受診が主になります。ほかの地区で参加や受診を希望される場合は各保健センターにお問い合わせください。

また、乳幼児の発育発達（運動面、言語面）について、医師、理学療法士、作業療法士、臨床心理士、言語聴覚士による個別相談を実施しています。日程等については、各保健センターにお問い合わせください。

保健センターの保健事業 4月10日(日)～5月9日(月) (4月1日～9日は広報くき3月1日号に掲載)

	事業名	実施日時等	対象者等
中央保健センター	4か月児健康診査	4月28日(木) 受付：12時30分～13時45分	平成27年12月生まれ
	10か月児健康診査	4月20日(水) 受付：12時30分～13時45分	平成27年5月生まれ
	1歳6か月児健康診査	4月27日(水) 受付：12時30分～13時45分	平成26年10月生まれ
	3歳児健康診査	4月21日(木) 受付：12時30分～13時45分	平成24年12月生まれ
	乳幼児健康相談	4月13日(水) 受付：9時30分～11時	
	離乳食のすすめ方教室 【要予約】	4月20日(水) 10時～11時30分	5～7か月児の保護者
	成人健康相談【要予約】	毎週月～金曜日（祝日を除く）9時～16時	市内在住者
	食生活相談【要予約】	毎週月～金曜日（祝日を除く）9時～16時	市内在住者
	多胎児のつどい（双子・三つ子の保護者のつどい）	4月18日(月) 10時30分～11時30分	双子・三つ子の保護者
	精神保健福祉士によるこころの健康相談【要予約】	4月26日(火) 13時30分～15時30分	意欲の低下やひきこもり傾向にある方等 ※家族などからの相談も可
不登校・ひきこもり家族のつどい	4月11日(月)、5月9日(月) 14時～16時 場所：中央公民館	登校拒否・不登校・ひきこもりで悩んでいる家族	
菖蒲保健センター	4か月児健康診査	4月12日(火) 受付：12時30分～12時50分	平成27年11月～12月生まれ
	3歳児健康診査	4月27日(水) 受付：12時30分～12時50分	平成24年11月～12月生まれ
	離乳食のすすめ方教室 【要予約】	4月28日(木) 10時～11時30分	5～7か月児の保護者
	成人健康相談【要予約】	毎週月～金曜日（祝日を除く）9時～16時	市内在住者
栗橋保健センター	4か月児健康診査	4月19日(火) 受付：13時～13時30分	平成27年12月生まれ
	1歳6か月児健康診査	4月12日(火) 受付：13時～13時30分	平成26年9月1日～10月15日生まれ
	3歳児健康診査	4月26日(火) 受付：13時～13時30分	平成24年12月生まれ
	乳幼児健康相談	4月11日(月)、27日(水)、5月9日(月) 受付：9時30分～11時	
	離乳食のすすめ方教室 【要予約】	4月22日(金) 10時～11時30分	5～7か月児の保護者
	成人健康相談【要予約】	毎週月～金曜日（祝日を除く）9時～16時	市内在住者
	ダンベル体操	4月21日(木) ①9時30分～10時30分 ②10時40分～11時40分	市内在住者
コアラ（障がいのある子どもの保護者のつどい）	4月19日(火) 10時～11時30分	心や身体に気掛かりのある子どもの保護者	
わかちあいるーむ（精神障がい者の家族のつどい）	4月21日(木) 13時30分～15時30分	精神障がい者とその家族	
鷺宮保健センター	4か月児健康診査	4月14日(木) 受付：13時～13時45分	平成27年12月生まれ
	10か月児健康診査	4月15日(金) 受付：13時～13時45分	平成27年6月生まれ
	1歳6か月児健康診査	4月22日(金) 受付：13時～13時45分	平成26年9月生まれ
	3歳児健康診査	4月26日(火) 受付：13時～13時45分	平成24年12月生まれ
	乳幼児健康相談	4月13日(水) 受付：13時～14時	
	離乳食のすすめ方教室 【要予約】	5月6日(金) 10時～11時30分	5～7か月児の保護者
	成人健康相談【要予約】	毎週月～金曜日（祝日を除く）9時～16時	市内在住者



～震災から5年～ 久喜市からの派遣職員が見た被災地の「今」

東日本大震災発生から5年が経過しましたが、未だ多くの被災された方々が避難生活を続け、一部では風評被害等も残っています。まだまだ厳しい状況ではあるものの、被災地では復興に向けて明るい話題も増え、少しずつ再建への道を歩んでいます。

久喜市では、被災地へ職員を派遣し、復興支援に努めています。派遣職員の間から見た宮城県東松島市の「今」をお伝えします。併せて、宮城県東松島市長からのメッセージをご紹介します。

問合せ 秘書課秘書係 (内線2223)

東北地方は私が学生時代に一時を過ごした思い出の地です。震災での被害の様子は報道等で見えており、常々、被災地の復興に役立ちたいと思っていました。その後、被災地派遣を希望し、2年前の平成26年4月から東松島市へ派遣となりました。

東日本大震災が発生してから5年が経過し、道路や河川などの復旧は進んでいます。現地の方々から改めて当時の話を聞いていると、私が知っていた事は、ここで起きた事のほんの一部なのだ痛感しました。

東松島市へは、全国の自治体から、多くの職員が派遣されています。こういった機会がなければ、一緒に仕事をすることはなかったことでしょう。ここでの出会いや経験が自分自身への大きな財産となり、久喜市に戻ってからさまざまな業務で活かせると思っています。

宮城県東松島市 復興政策課 主事 山崎崇司
(久喜市より派遣)

宮城県は漁業生産量で全国第2位の水産県です。その中で、東松島市の水産業の中心となっているのは、「海苔」と「牡蠣」の養殖です。松島湾の恵まれた漁場により育まれる海苔や牡蠣は、その品質が高く評価されています。どちらも東日本大震災で壊滅的な被害を受けましたが、今では震災前と同じ出荷量にまで戻っています。

また、市内の航空自衛隊松島基地は、青と白にカラーリングされた6機の航空機「ブルーインパルス」の本拠地で全国的にも有名なところ

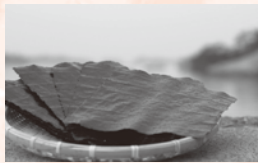
です。昨年の5月に仙石線が開通し久喜市から東松島市へは3時間足らずで行けるようになりました。久喜市の皆様、美味しいものいっぱい、見どころいっぱいの東松島市へ、ぜひお越しください。お待ちしております。

宮城県東松島市長 阿部秀保

東松島市の特産品・名物

●海苔

市内沿岸部で幅広く生産され幾度となく、皇室御献上品を生み出してきた高い品質が自慢の海苔。定番の焼きのりはもちろん、ドレッシング、ソーセージなどが多彩にラインナップされ、特に「のりうどん」は東松島の新たな名物として人気上昇中です。



●牡蠣

全国の養殖地へ種ガキを出荷し、「牡蠣のふるさと」とも言える東松島市。松島湾と2本の一級河川、そして、漁師の技が育て上げる牡蠣は、1年ものながら大粒で甘みの強い極上の味で、多くの人を魅了しています。



●ブルーインパルス

航空祭などで絶大な人気を誇る松島基地所属のアクロバット飛行チーム。通常は、イベント時でしかその姿を見ることはできませんが、松島基地周辺では日常的に訓練飛行が行われ、大空に描くアートは東松島市ではお馴染みの光景です。



久喜市の人口

3月1日現在
()内は前月比

人 □ 154,424人 (-69)
男 77,173人 (-35)
女 77,251人 (-34)
世帯数 63,557世帯 (+ 8)

- 久喜市役所 (本庁舎)
〒346-8501 下早見85-3 ☎ 0480-22-1111 (代表) / FAX 0480-22-3319
- 久喜市役所 (第二庁舎)
〒346-0024 北青柳1404-7 ☎ 0480-22-1111 (代表) / FAX 0480-22-0300
- 菖蒲総合支所
〒346-0192 菖蒲町新堀38 ☎ 0480-85-1111 (代表) / FAX 0480-85-1806
- 栗橋総合支所
〒349-1192 間鎌251-1 ☎ 0480-53-1111 (代表) / FAX 0480-52-6027
- 鷲宮総合支所
〒340-0295 鷲宮6丁目1-1 ☎ 0480-58-1111 (代表) / FAX 0480-58-2020



この広報紙は再生紙を使用しています